

## 平成23年第2回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成23年3月8日（火曜日）

---

### ○議事日程

平成23年3月8日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（25名）

1 番	松 村 学 君	2 番	土 井 章 君
3 番	山 根 祐 二 君	5 番	中 林 堅 造 君
6 番	斉 藤 旭 君	7 番	重 川 恭 年 君
8 番	青 木 明 夫 君	9 番	山 田 耕 治 君
10 番	河 杉 憲 二 君	11 番	久 保 玄 爾 君
12 番	田 中 健 次 君	13 番	藤 本 和 久 君
14 番	三 原 昭 治 君	15 番	木 村 一 彦 君
16 番	横 田 和 雄 君	17 番	安 藤 二 郎 君
18 番	高 砂 朋 子 君	19 番	弘 中 正 俊 君
20 番	大 田 雄 二 郎 君	21 番	佐 鹿 博 敏 君
22 番	今 津 誠 一 君	23 番	山 下 和 明 君
25 番	田 中 敏 靖 君	26 番	山 本 久 江 君
27 番	行 重 延 昭 君		

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	中村隆君								
会計管理者		古谷友二君	財	務	部	長	本廣繁君							
総務部長		阿川雅夫君	総	務	課	長	原田知昭君							
生活環境部長		柳博之君	産	業	振	興	部	長	梅田尚君					
土木都市建設部長		阿部裕明君	土	木	都	市	建	設	部	理	事	安田憲生君		
健康福祉部長		田中進君	教	育	長	杉山一茂君								
教育部長		山邊勇君	水	道	事	業	管	理	者	浅田道生君				
水道局次長		岡本幸生君	消	防	長	秋山信隆君								
監査委員		和田康夫君	入	札	検	査	室	長	權代眞明君					
農業委員会事務局長		村田信行君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	高橋光之君
監査委員事務局長		小野寺光雄君												

---

○事務局職員出席者

議会事務局長 森重豊君 議会事務局次長 山本森優君

---

午前10時 開議

○議長（行重延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（行重延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

3番、山根議員、5番、中林議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（行重延昭君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり一般質問でございます。

通告の順序に従い進行したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、早速これより質問に入ります。最初は、17番、安藤議員。

〔17番 安藤 二郎君 登壇〕

○17番（安藤 二郎君） おはようございます。議会最年長の私が一番最初にやるのは、非常に気が引けますけれども、よろしくお願いをいたします。通告に従いまして質問いたしますので、執行部におかれましては、真摯な御答弁、よろしくお願いをいたします。

さて、農業となりますと、今はやりのTPPをちょっと触れないといけないかもしれま

せんが、まず、今、マスコミ報道等で若干誤解されている節もあると思いますので、多少触れておきたいというふうに思います。

まず、日本は世界第5位の農業大国であるということが、語られているでしょうか。農民が大多数の人口大国中国が第1位、第2位がアメリカ、3位、インド、4位、ブラジル、第5位が日本であることを御存じでしょうか。そしてまた、世界最大の輸入大国であるのも、いささかおかしい話でありまして、これも世界第4位であります。

次は、依然として語られておられますカロリーベースの食料自給率40%の危うさでございます。

これは、分母をちょっとさわると、はるかに40%を超えてしまうという、非常にあやふやなものでありまして、今や、カロリーベースの食料自給率ではなくて、生産高ベースの食料自給率が語られておりまして――世界ではですね、日本の場合は60%を超えておりまして、既に2015年には70%を達成するという閣議決定がされております。そしてまた、77.8%という高関税率を掲げているお米の問題ですけれども、この減反対策のために、年間実に2,000億円、累計で今7兆円の出費をしております。

さらには、このおかげでミニマムアクセス米という77万トンにも上がる米の輸入を課せられておりまして、年間保管料、実に150億円も支払った上に、先年には三笠フーズの問題、このようなことも起こっております。鳩語ではありませんけど、学ばば学ぶほど何かが見えてまいります。しっかりと議論をしなくてはなりません。

さて、本論です。地方分権・地方主権で、これから覚悟しておかなくてはならないことは、地方みずからが稼いで、その実りを地域福祉のために役立てる、そして若者たちのための雇用の場を創出することではないでしょうか。私たちがあらゆる可能性について、あらゆる局面から、地域の資源を最大限発揮すべく努力しなくてはなりません。最も裾野が広く、地域の基幹産業としての地位を保ってきた建設業の衰退は、目を覆うばかりであります。

そこで、今回は、地域資源のうちの農業を取り上げ、地域の一つの成長産業として育て上げることができないものかを考えてみました。

昨年末、平成22年12月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、これを略称しまして「六次産業化法」といいますが、これが公布されまして3月に施行となりました。久しぶりに聞く六次産業という言葉ですけれども、この生みの親は、今村奈良臣さんという、現在、東京大学の名誉教授でありまして、JA総合研究所所長ですけれども、この人が農業の六次産業化を推進しようと、十数年前に呼びかけた造語です。当初は足し算でしたけれども、その数年後

に1次産業掛ける2次産業掛ける3次産業は6次産業であるというふうに定義し直しまして、なぜ掛け算にしたかといいますと、1次産業がゼロになると、すべてがゼロになってしまうということでありまして、そういう懸念があつて掛け算にしました。

さて、この6次産業化というのは、簡単に言いかえますと、今、盛んに地産地消という言葉を使っておりますけれども、地元産のものを地元で消費しましょうと言っておりますけれども、消費の大前提に、商いがないと消費が成り立ちません。ですから、まず「地産地消」の「消」の字を「商い」の「商」に変えましょうということを考えれば、わかりやすい。ですから、これからは商いの「商」を入れまして、「地産地商」と掲げたらいいんじゃないでしょうか。

それから、農業における6次産業化に向けて突っ走っております代表的な例について、若干紹介をいたします。

まず最初は、伊賀の里モクモク手づくりファーム、既に議会基本条例でおなじみの三重県伊賀市、人口9万5,000人です。ここに伊賀の里モクモク手づくりファームというのがあります。面積は、東京ドーム3個分といいますから、東京ドーム1個分は約4.8ヘクタール、全部で約3個分ですから、14ヘクタールに及びます。年間40億円の売り上げ、全国から380件の視察が訪れるテーマパーク農園です。

ここには、年間50万人もの観光客が押し寄せておりますけれども、単に観光客ばかりでなくて、全国各地から農業志願者がやってくる。ここで働く社員140人の平均年齢は30歳、毎年10人の採用枠に、ことしは350人もの就職希望者があつたと言われております。リピーター率6割というから、すごいテーマパークであります。木村社長は、今までの既存の農業だったら夢も希望もない。だから、今までの農業のカテゴリーの範疇を変えていくことだと語っておられます。

若者の就職難に、ただやる気があれば仕事はあるとか、自己の責任論にしないで、農業でも35倍もの競争力を持つ職場もあるということを考えるべきだと言っております。

次は、御存じ、東京都知事候補、渡邊美樹さんの率いるワタミです。資本金約44億円、従業員4,150人の総帥ワタミです。この美樹さんが、ことしの新年のあいさつでこんなことを言っております。「ワタミグループもことしで27歳となり、100年企業に向かい、「承」の時代の3年目を迎えました。今までの25年、「起」の時代でつくり上げてきた1次・2次・3次産業からなる「ワタミ6次産業モデル」をより強く、より深く追求する「承」の時代でありたいと考えています」と言っております。

外食産業から参入してきたワタミが、今や農業分野において指導的立場にあります。

2002年4月にワタミファームを設立、今現在、議会基本条例で名を新たにしました京丹後をはじめ、全国7カ所でワタミファームの農場を置いております。

次に、弱冠32歳の宮治勇輔さんという人は、代表理事CEOを務めるNPO法人「農家のこせがれネットワーク」というネットワークが広がっております。この方、養豚農家のこせがれ、1次産業において、生産から生活者に届けるまでを農家が一貫してプロデュースするモデルを確立、格好よくて・感動があって・稼げる、「3K産業」にすべく、全国を講演で飛び回り、ネットワークを構築しております。六本木には、農業情報発信基地として、六本木農園「FARM」を開園、素敵なランチとイベントが堪能できる素敵な場所があります。

人口2,400人の島根県隠岐の島・海士町で立ち上げた町長とともに有名になった「こせがれ」ですけれども、設立趣意書には、このままでは遅かれ早かれ日本の農業は担い手不足、耕作放棄地の拡大で立ち行かなくなる。このような中で、日本の農業を最速・最短に改革するには、何が必要か、私たちはついに答えを見つけました。それは、農家のこせがれが、実家に帰って農業を継ぐことだと。

この「農家のこせがれネットワーク」設立の目的は、次の3点を上げております。第一、生産から消費者の口に届けるまでを農家が一貫してプロデュースできるようになること。2つ目、10年後には、小学生の希望職種ランキング1位を獲得する。3番目には、各地域の農業プロデューサーが、地域を農業で元気にする。

もう一つ、千葉県に「和郷園」というのがあります。千葉の北東部に位置するところです。平成3年、農家の有志5名、現在は7人の侍と言っておりますけれども、それらが野菜の産直を始めまして、マーケティングを武器にして、平成12年には生鮮野菜の売上高10億円、18年には同じく15億円達成、農業6次化産業化による高付加価値経営を実践、年商40億円を達成したプロ農家集団と言われております。先日は、菅首相も視察しております。

その他、直売所としては、JA等が種々いろんな参画をしております。先日、私も行ってまいりましたけれども、愛媛県今治市には、「さいさいきて屋」というのがあります。販売高20億円、建物が実に562坪もあります。広大な場所でございます。駐車場250台、満車でした。また、愛媛県内子町には、「フレッシュパークからり」というのもある。御存じ山口県、先日、農林水産大臣賞を受けました「萩しーまーと」、これは売上高が約9億円です。これら、紹介しましたワタミを除くと、地元の人が立ち上げられたものばかりでございます。

さて、農業といえば、これまで国策、あるいは地方の対策として、ひたすらに米を守る

という生産サイドへの施策を金科玉条としてまいりましたが、高齢化・担い手不足、あるいは耕作放棄地問題は、一向に解決のめどが立っておりません。

今、紹介した多くの例は、まさに、すべての発想の原点には、マーケットがあるという発想の転換でした。マーケットとは、消費者ということですが、地産地消というシンボルワードは、一見、消費者が中心のように見えますが、実際には、すべての農業者での発想の原点は、生産者であって、消費者の姿は見えてはいなかったのです。今回の法整備は、ようやく国も農業政策の抜本改革に乗り出したということではないでしょうか。この機会に乗り遅れてはなりません。

さらに、こうした形態とは別に、当初から経営感覚を持った企業が農業に参画した例もあります。ファーストリテイリング、オムロン、カゴメ、カルビー、コメリといったところでは、

2002年10月、野菜、フルーツ、米など100品目による農産物の販売ビジネスを開始したファーストリテイリング、柳井社長が、当初、農作物の販売はビジネスとして日本で一番おこなっている、チャンスは大きい信念で参入したにもかかわらず、あれだけの販売力のあるファーストリテイリングが1年で撤退、また自動改札機、ATM、自動車渋滞緩和システム等、あらゆるセンサー技術を開発したオムロンは、3年で撤退しました。人知を超えた自然と対峙しなくてはならなかった農業の困難さを乗り越えることはできませんでした。企業参入の難しさを教えてください。

また、トマトのカゴメが、水耕栽培の工場建設時、農地法の問題で苦渋をなめながらも成功に導いたのは、最終的に市の農業委員会の粘り強い協力によって合意に至ったものです。広島、世羅町にでっかい工場がありますが、まさに地域の産業となっております。

大企業参入から得たヒントは、農業をはぐくんでいく資格は、気候・風土、文化のわかる地域の人たちにしかない。農業こそ地域の人たちのものだという確信のようなものです。そこで、今まさに農業を地域の成長産業として位置づけ、地域の人たちの手によって、農業が地域産業の革新となり、若者たちの目標にできる職場となるという壮大な目標を掲げて飛び出そうではありませんか。

そこで、以下に3点の質問をいたします。

第1点、「六次産業化法」について、今回、3月に施行となりました「六次産業化法」に対する認識及び防府市のまちづくりにおける農業の振興の中での位置づけ並びに今後の対応策について、お尋ねをいたします。

第2点、農産物直売所について、6次産業の生みの親、今村先生は、生鮮野菜直売所こそ、6次産業のトップランナーだと位置づけておられました。

そこで質問ですが、JA防府とくちの「グリーンショップさばがわ」、大道の「ふれあいステーションDAIDO」、並びに市内各地で行われている朝市の現況と今後の見通しについて、お尋ねをいたします。

3番目、防府市における農業の現況について、まずは足元からです。防府市の農業では、どれほどのキャパシティを持っているのか、確認をしておきましょう。

そこで第1点、防府市の農家数及び主業農家及びその他農家の就業状況について、第2点、集落営農の現況と見通しについて、第3点、米並びにその他農産物の収穫状況について。

以上で壇上よりの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 17番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えをいたします。

まず、「六次産業化法」についてのお尋ねでございましたが、6次産業とは、議員も述べられましたように、東京大学名誉教授の今村奈良臣氏が提唱された言葉でございまして、1次産業であります農業に、2次産業である食品加工、3次産業であります流通販売などにも、農業者が主体的かつ総合的にかかわることによって、加工賃や流通マージンなど、今まで2次・3次、それぞれの産業の事業者が得ていた付加価値を農業者自身が得ることによって、農業を活性化させようとするものでございます。

現在の農業は、農産物価格の低迷、担い手の高齢化、非効率な土地利用により、大変厳しい状況にございまして、これまでの農業生産に特化した農業政策について、今後は政策転換が必要な時期に来ているのではと考えているところでございます。

こうした中で、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用に関する法律」、いわゆる「六次産業化法」が、平成22年11月26日成立、12月3日公布、本年3月1日施行、あわせて農林水産省内に推進のため、六次産業化戦略室が設置されたところでございます。

国では、「未来を切り拓く6次産業創出総合対策」として、平成23年度予算で、総額で約130億円を計上されているところでございます。

その内容でございしますが、基幹対策として、農林漁業者の加工販売への取り組み推進に約33億円、農山漁村に由来する資源の活用促進に約76億円、合計で109億円を、また市場拡大対策として、国内市場活性化と海外市場開拓にあわせて、約21億円が計上されております。また、関連対策として、6次産業化の促進を図るための融資制度の拡大、研究開発の促進などをはじめとする各種制度の拡充などが予定されております。

6次産業化につきましては、農業、食品加工業、流通・販売業のそれぞれが持つ力が相まって、大きく成長していくことができる施策として、また「六次産業化法」の施行により、企業による農業分野への参入・進出が増えてくるのではないかと、大きな期待をいたしているところでございます。

また、第四次防府市総合計画では、担い手農家や後継者の育成及び新規就農者の支援、農地の利用集積や農業生産基盤の整備、生産技術や経営技術の改善による農業経営の強化、さらに地産地消の促進などを農業振興の基本方針としております。6次産業化の推進は、農業の持続的かつ健全な発展を可能とし、農地の持つ多面的機能を保全する施策の一つと考えておりまして、6次産業化に取り組むことによって、さまざまな波及効果が期待できますので、先進市の状況なども調査しながら、研究を進めてまいりたいと考えております。

また、現在の市街化調整区域内における直売所などの建築のための農地転用許可につきましては、山口県知事の権限となっておりますが、6次産業としての総合化事業計画の認定を受けられた場合は、特例が定められており、手続が簡素化されることとなりますので、市といたしましても、今後、市広報、ホームページ等においてPRしていきたいと存じます。

次に、農産物直売所についてのお尋ねでございましたが、まず最初に、JA防府とくち農業協同組合の直売所についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、JA防府とくちグリーンショップさばがわ中部農産物直売所では、主な取扱品目といたしまして、米、白菜・たまねぎなどの野菜、みかん・イチゴなどの果物、菊・ユリなどの花き、さらに漬物・みそなどの加工品などがございます。販売実績につきましては、平成20年度が1億3,600万円、平成21年度が1億3,800万円となっております。

また、市内9カ所の支所及びイオン防府店内のインショップでございますが、取扱品目は、ほぼ同じで、販売実績につきましては、平成20年度が5,900万円、平成21年度が5,700万円となっております。

お尋ねの「ふれあいステーションDAIDO」につきましては、市内外の農水産物や加工品などを手広く扱っておられますが、販売実績等につきましては、把握できておりません。いずれの直売所も、売り場面積の拡張や取扱品目の増加を今後の課題とされているところでございます。

農産物直売所につきましては、安全・安心な食の供給、地産地消の推進にとどまらず、耕作放棄地対策や高齢者の方々の生きがい対策、あるいはまた、農村女性の自立対策などといったしましても、有効な施設であると考えているところでございます。



続きまして、防府市における農業の現況についてのお尋ねでございましたが、最初に、本市の農家数及び主業農家とその他の農家の就業状況について、お答えいたします。

2005年に、農林水産省が実施しました「世界農林業センサス」の確定値によりますと、本市の農家数は2,888戸で、そのうち自給的農家数が1,461戸、販売農家数が1,427戸となっております。販売農家のうち、主業農家数は135戸、準主業農家数は276戸、副業的農家数は1,016戸となっております。

2010年に実施されました「世界農林業センサス」の概数値によりますと、本市の農家数は、自給的農家数は、発表されておきませんが、販売農家数は、1,130戸となっております。販売農家のうち、主業農家数は85戸、準主業農家数は205戸、副業的農家数は840戸となっております。

次に、本市の集落営農の現況と見通しについてのお尋ねでございましたが、本市の集落営農組織には、「農事組合法人切畑ファーム」と「農事組合法人上り熊」がございます。

最初に、「農事組合法人切畑ファーム」でございますが、平成19年2月に本市で初めての特定農業法人として設立され、現在の組合員数は62名、経営面積は約27.5ヘクタール、経営品目は、水稻23ヘクタール、小麦4.5ヘクタール、タマネギ0.1ヘクタールを栽培する複合経営で、平成22年度の総売り上げは、約1,700万円となっております。

次に、「農事組合法人上り熊」でございますが、平成19年3月に特定農業法人として設立され、現在の組合員数は60名、経営面積は約32.6ヘクタール、経営品目は水稻32.5ヘクタール、小麦0.7ヘクタール、タマネギ0.3ヘクタール、ソバ0.1ヘクタールを栽培する複合経営で、平成22年度の総売り上げは、約2,200万円となっております。

今後の集落営農でございますが、平成23年度からの県営ほ場整備事業により、大道下津令地区の下津令農作業受託部会が、特定農業法人設立に向けて準備を進められております。

この集落営農は、参加する農家個々の所得の向上、地域全体で取り組む必要がある転作などへの対応、水利システムや生活環境の保全、コミュニティの維持などを図ることを目的とし、また共同作業による省力化、農業機械の共同購入による経費の削減などの効果がございます。市といたしましても、集落営農の促進について、農地の良好な保全を図ることによって、農地の持つ多面的機能を守るとともに、地域の担い手の育成を図るため、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、米及びその他農作物の収穫状況についてでございますが、本市の平成22年度の

水稻につきましては、作付面積が1,280ヘクタール、10アール当たりの収量が490キログラム、収穫量は6,280トンとなっております。このうち、JA防府とくぢへ出荷されました米は、3,178トンとなっております。残りの約3,000トンにつきましては、自家消費及び自主流通米として取り扱われたものでございます。

その他の農産物の収穫状況でございますが、市内で収穫されました農産物には、市場へ出荷されたものや、先ほど申し上げました直売所や朝市で販売されたもの、自家消費されたものがございまして、市内全体の収穫量につきましては、流通形態が多岐にわたっているため、把握はできてはおりませんが、防府市公設青果物地方卸売市場で、平成21年に取り扱いました野菜の全体取扱高は、数量が5,255トン、金額が11億9,500万円で、このうち地場産品につきましては、数量が27%の約1,400トン、金額で約17%の約2億円でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 17番、安藤議員。

○17番（安藤 二郎君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、「六次産業化法」が適用されまして、事業認可をされて、事業認可をされるときには、どういうふうな認可というか、どういうものがあれば事業認可されるかということが一つと、それからもう一つは、その認可を受けたときには、資金援助とか、いろんな支援していただく内容があると思いますので、その内容について御説明をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 「六次産業化法」に基づく支援を受けるためには、総合化事業計画、これを作成いたしまして、農林水産大臣の認定を受けることが必要となります。この総合化事業計画の認定要件につきましては、個人・法人の農林漁業者が事業主体であること、また、その計画期間が3年から5年、これが望ましいこととなっております。さらにこの認定を受けられた場合の資金援助につきましては、無利子融資などの資金の貸付、6次産業創出総合対策補助金、これが活用できることとなっております。

○議長（行重 延昭君） 17番、安藤議員。

○17番（安藤 二郎君） もう少し、どんな支援が得られるかということをもう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） それでは、お答えをいたします。

まず、融資等でございますけれども、無利子融資資金、これは改良資金でございますけ

れども、これの償還期限、据置期間の延長ということが、まず1点でございます。

続きまして、促進事業者に対します無利子融資資金の貸し付け、そして3つ目には、短期運転資金、これの貸し付け、そして、食品の加工販売に関する資金の債務保証などが上げられます。

次に、6次産業創出総合対策補助金といたしましては、6次産業総合推進事業といたしまして、新商品の開発、販売開拓などに対する補助、交流会・研修会の開催などに対する補助、また、農業法人などが新たに加工・販売へ取り組む場合、その施設整備に対する補助、これがございます。

○議長（行重 延昭君） 17番、安藤議員。

○17番（安藤 二郎君） その中に、市街化調整区域内で施設整備を行った場合におけるその審査手続が、簡素化されるというふうなことが書いてありますが、これはどういうことでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 現在の市街化調整区域内におきます直売所での建築のための農地転用許可につきましては、県知事の権限となっておりますが、6次産業としての総合化事業計画、これの認定が受けられた場合には、特例が定められております。そのため、手続が簡素化されるということでございます。

○議長（行重 延昭君） 17番、安藤議員。

○17番（安藤 二郎君） それでは、次に移りますが、実は12月の末にこういうチラシが入りました。「山口県防府市天神地区に、新規事業、ルネサンス・エコファームの立ち上げに伴い、幹部候補生、店長候補者、看護師、介護福祉士、パート、アルバイト募集」ということで、ルネサンス・エコファームというのは、地域に密着したシルバー共同型・農業再生プロジェクトですよということで、12月23日、ルルサス防府会議室において募集を行いますという、こういうチラシが入りました。これについて、早速、どのくらいの応募者がいたかということメールでこの会社に尋ねましたところ、明日社長がそちらに赴くのでお会いしたいという話で、実はいろいろお会いして話をしたんですけども、実は、この6次産業に向けて、もはやこういう動きが出てきた。しかも福岡からやってきたということで、私は危機を感じました。

福岡の人間が防府に乗り込んできたなということで、早速、私はお会いしていろいろ話をお聞きしました。ところがどっこい、その方は福岡ではなくて、福岡で実はしょうちゅうをつくっている会社を今経営していますけれども、実は防府の人間でして、防府にいろんな土地を持っているし、建物も持っているし、こういう仕事をするには、もう既に体制

ができていたんだというふうなことで、この募集についてお伺いしたところ、1人、優秀な人間を採用しました。早速、採用しましたというふうな話でございました。

後日、この話を農業農村課の方と話しておいたら、実はもう農業農村課で、その対応をしておりますということを知りました。そこで、このエコファームに対して、農業農村課がどの程度対応して、今後、どういうふうな協力体制をしていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 御質問のルネサンス・エコファームの件でございますけれども、実は、昨年10月8日に問い合わせがございまして、11月2日にその法人と庁内関係、各課6課でございますけれども、その6課と及び県の農林事務所畜産部によりまして、この法人の計画につきまして説明を受け、計画を実施する際のクリアすべき法律制度などについての協議を行っております。

その後、11月26日に市のほうへ、開発許可申請及び建築確認申請に対する事前相談所が提出をされました。これを受けまして、関係各課の意見、回答を取りまとめまして、文書で回答を差し上げたところでございます。

この市のほうの窓口でございますけれども、先ほど議員、御指摘のように、放牧酪農やエコ農業、農産物直売所についての計画でございますので、農業農村課が中心となって対応しているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 17番、安藤議員。

○17番（安藤 二郎君） これは、実はこの方、皆さん、名前をお聞きすればすぐわかる方ですので、名前はちょっと申しませんが、すぐわかると思います。せっかく防府でこういった新しい形で、産業を進めていこうという方ですので、ぜひ市も応援をしていただいて、積極的に参画していただきたいというふうに思います。

次に、この6次産業化のために、中国・四国農政局で「仲間の会」というのをつくります。それはどうしてかということ、6次産業化するためには、人材育成がまず第一だということで、「仲間の会」というのをつくって、そういう人材を育成しようという会をやるとしておりますが、これに対する市の参画状況といいますか、今からどういうふうに関与していくか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをいたします。

中国・四国農政局が、6次産業化に関心を持つ農業者、消費者、流通加工業者から、農業関係団体などが、互いに情報を共有し、相互にアイデアを提供、交換することによる相

乗効果を増進することを目的といたしまして、農林漁業者を核として、豊かな生活を実現するため、農林漁業者、地域がみずから知恵を出し合い、新たな魅力など、地域の宝を発掘し、地域の強みを一層増すために組織される予定と聞いております。

市といたしましては、今後、6次産業化の推進のためには、まずは情報収集が必要でありますことから、参加したいというふうに現在のところ考えております。

○議長（行重 延昭君） 17番、安藤議員。

○17番（安藤 二郎君） ぜひ、参加をしていただきたいと。実は、中国農政局で、既に6次産業で2回にわたって研修会を開いておりますが、積極的に市からも出席しているという状況を聞きまして、非常に心強いなというふうに思っております。

それと、この対応策についての中で、これから、いわゆる企業の参入が増えていくであろうということを期待しておるといふような説明がございましたけれども、企業参入ですけれども、どういうふうな企業を想定されておられるかと思ひまして、質問いたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 具体的な企業につきましてはお示しをできませんけれども、卸売業、大手の小売業、そして料理・飲食業などが想定をされます。さらに、第2次、第3次産業に伴います加工、そして販売などの拠点の施設を市内にぜひ設置をしていただければ、雇用の創出など地域活性化にも寄与していただけるものと考えております。

また、議員からさっき御指摘ございましたように、確かに企業の参入、これは必要でございますけれども、地元農業者の方、この方がしっかり立ち上がっていただいて地元で踏ん張るといふことも必要だといふふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 17番、安藤議員。

○17番（安藤 二郎君） 壇上からも申し上げましたけれども、大企業からの参入というのは非常に難しい面がありまして、やはり農業については文化を共有する地元の企業であるというふうに私は考えておりますので、地域産業振興の意味からも、地域に根差した企業の方の参入を、ぜひよろしく御指導のほどお願いしたいというふうに思います。

今後の対応策として、そういうふうにして、私は、まず市が旗振り役を務めて、市の中で、いわゆる――一番難しいのは、こういうのは人材育成でありまして、生産者サイド、それから加工業者サイド、あるいは販売業者サイドをすべてを知り尽くしているとしたら、JA、あるいは商工会議所、それとの連携、これができるのは市職員しかないんじゃないかというふうに私は思っておりますので、ぜひプロジェクトチームを立ち上げるなりなんなりをされまして、市が積極的に旗振り役を務めていただきたいということを希望しておきたいというふうに思います。

次に、農産物直売所の件は、いずれだんだん拡充していくと思われませんが、一つ気になるのは青果市場の話でございます。青果市場との取引の関係があると思うんでお尋ねいたしますが、青果市場の状況が平成元年から4年あたりが、取扱量が大体1万トンぐらい。それから金額が約30億円前後だと。ところが、平成16年に、大体16年ぐらいで現在と同じぐらいの量になってるわけですが、取扱量にして40%減の約6,000トン。それから金額にして32%減の18億円前後、そのぐらいにガタンと落ちているわけです、4年から16年にかけてですね。その取扱量で約40%、金額にして30%減した原因は何だと考えられますか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 防府市公設青果物地方卸売市場の取扱高につきましては、平成4年をピークといたしまして減少しており平成16年度以降は議員御案内のとおりほぼ安定しているわけでございますけれども。この現象の要因につきましては、大型量販店や外食産業の進出により流通形態が変化したこと、そして生鮮野菜の市場外流通が拡大をしたということが原因であると考えております。さらに、大型量販店の進出に伴う既存青果物小売店の減少も影響しているものと考えております。

○議長（行重 延昭君） 17番、安藤議員。

○17番（安藤 二郎君） 現在、そういう状況にありますけれども、これを我々の手に取り戻して、何としても、我々がつくったものは我々が経済として、地元の地域産業として育てていかなきゃならないというふうに思われております。

今、青果市場に行きますと、当初計画してたように、店舗が20店舗分ぐらいの建物がありまして、20店舗ぐらい開けるだけの区画ができておりまして、それが全く入ってなくて、シャッターで閉ざされた状態でおります。これは一体最初何をしたいと思ったのかわかりませんが、そういうシャッターを下ろした状態のまま、今、おりますが、これをどういうふうに今からしようとするのか。これは、この店舗と同じですけども、電子表示板というのがある。コンピュータで操作して、きょうの集荷状況どうだというふうな表示をするのがありますが、これは当初予算、6,000万円ぐらいの投資をしておりますけれども、残念ながらもう10年前に故障してそのまま置いてあるというふうな状況であります。

青果市場、防府市が好きな、駐車場がないから施設に行けないという悩ましいことがありますが、この青果市場は駐車場がものすごく広い。ですから、防府市が好きなところですけれども、そこに店舗20軒分があいたままおいてある。そんな状況をどういうふうに思われるか。また、これを活用して、株式会社防府青果の社長と話したら、「安藤さん、

ぜひ、ザ・市として、市を開いてくれんか」というふうなことを言っておられました。これを活用する方法はないものでしょうか。何か考えておりますか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 関連事業者店舗の状況でございますけども、公設青果物地方卸売市場開設の平成元年から平成9年までにおきましては15店舗ございました。しかし、平成10年からは徐々に減少していきまして、現在では食堂を含め7店舗が利用されているところでございます。

今後の空き店舗利用計画でございますけども、平成23年度から公設青果物地方卸売市場の活性化策などにつきまして検討することとしており、その中で研究をしてまいりたいと考えております。

また、議員御質問の内容にありましたように、店舗増加対策の一方策として、市場活性化のための朝市の開催に向けて、今後、関連店舗の方々と協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 17番、安藤議員。

○17番（安藤 二郎君） 積極的に活用されることを希望しておきます。

それと、もう時間がありませんのであれですが、先日、実は、愛媛県今治市の「さいさいきて屋」というところへ行ったらと申し上げましたが、今治市と防府市を比較をしてみますと、そこの「さいさいきて屋」、約20億円の売り上げを持っているわけですが、ここは400坪ぐらいのすごい店を持ってるんですけども。何が違うかと、ちょっと調べてみますと、今治市が、水稻の面積を調べてみますと、防府市の場合は、いわゆる水田率というのが89%、ほとんどが水田です。ところが、今治市は40%、あとは畑です。ですから、いかに防府市が野菜をつくっていないかということがわかります。

これは、農業が、米がすべてではないよと。農業を地域産業として成長させるためには、野菜をつくらなきゃいけない。現に、調べによりますと、野菜が今、市民の必要全数に対して3分の1しかできておりません。米の場合はほとんど消費量とコンパラブルにできておりますけれども、野菜の場合は3分の1しかできておりません。そういった意味で、野菜を何とかしてつくる方法を考えなくてはなりません。そうしないと農業をきちんとした生産体制に持っていくには難しいなというふうなことがありますので、ひとつその辺も検討しなけりゃならない要素かなというふうに思っております。

それでは、最後に、実はサッカーのJリーグが始まりました。コメリという会社がありますけれども、コメリというのは大道にもあります。徳地にもあります。これは新潟県の米穀店、米を売ってた会社。これが発展して、コメリという名前をつけて発展しているわ

けですけれども、今これが年間約300億円の売り上げ、JAと対抗するだけの店になってるわけですけれども。JAが年商約2兆円ですから、かないませんけれども、新しいアグリカードというふうなものをつくって発展をしております。こういうものを見ますと、地域から起こったものがいかに大切であるかということがわかります。

Jリーグの話ですけれども、新潟チームのユニホームを見てください。それには、コメリが入ってますよ。コメリという名前を入れてます。それから、腕には新潟米という名前もつけてます。そういうユニホームを着てJリーグに参加しています。Jリーグは、まさに地域のチームとして、今ものすごく発展しております。と同じように、農業も地域産業として堂々と今から成長させていこうではありませんか。それが1点。

それから、先日、先週ですか、民主党の仕分けが規制仕分けという仕分けに入りました。規制仕分けで何をしたか、現地に行ってレタスの栽培、水耕栽培、これを蓮舫大臣と一緒に見ておりました。これは何かというと、水耕栽培をすると、その土地を使わないで農地法に触れるということで、これは適用ができないというふうなことで規制を受けてる。土地をずっとちゃんとした農地にしとかなきゃいけない。コンクリートも打てないというふうなことで、そういう話をしておりました。

ところが、どういうことかということ、2003年にはどこで起こっているかということ、福島県のいわき市、ここにおいてカゴメがその問題に触れる、2003年ですよ、今から7年前。今の農地法に触れて、カゴメがですね、県が、農地法に抵触するので工場はできないと言ったんです。ところが、そこでひっくり返って許可がおりた。どうしておりたか。それは、市と市の農業委員会のものすごい熱意によって県をひっくり返した。それで、カゴメがそこで初めて水耕栽培の、いわゆるトマト、これをつくった、その第1号をつくった。それから各地につくりました。広島の世界町にもできております。もうでっかい工場があります。1回見に行きましたけれども、すばらしいものができてます。

こういうふうに、地域の市と市の農業委員会の皆さんの力でこれは成し遂げたわけです。そういうふうなことがありますので、農業は何としても地域産業です。地域の我々が一生懸命頑張らなければいけません。

そこで、それを成長産業にするために、まずいろんな条件があります。まず第1は、先ほどから申しましたように、まず第1点、顧客志向でなくちゃいけない。生産者志向を変えて、顧客志向でやる。消費者の姿を見なさいということが第1点。

第2点は、1次産業を総合的な、融合産業化する、この考えを持ちなさいということが第2点。そして、さらに農業は生産性を向上しなさい。この3点さえきちっとすれば、農業は発展する。必ず成長産業になる。そして、今Jリーグが地域のチームとして発展して



いるように、農業も地域の成長産業になるに違いありません。ひとつぜひ、市がとにかく一体になって、この際、「六次産業化法」というのができたわけですから、頑張りましょう。ひとつ期待しております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、17番、安藤議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） 次は、20番、大田議員。

〔20番 大田雄二郎君 登壇〕

○20番（大田雄二郎君） おはようございます。明政会の大田雄二郎でございます。通告の順に従い質問させていただきますので、よろしく申し上げます。

最初に、市長は、市民・議会・議員等と対話を基本として、市民生活第一で明るい市政をとということについて質問させていただきます。

現在、日本各地で、市長と議会との間で混乱が発生しています。代表的なのが鹿児島県阿久根市と愛知県名古屋市、そして山口県防府市の3カ所です。去年は、愛知県名古屋市の河村たかし市長と名古屋市議会の行政視察に行き、次に、ことし市長が交代した鹿児島県阿久根市の西平良将新市長と阿久根市議会の行政視察に行きました。

西平市長は、1月28日に就任後初の臨時議会を招集され、「1日も早く混乱のない明るい阿久根市にする」と所信表明され、「混乱を克服するため対話を基本として市政を運営する・法令順守を旨とし施策を実施する」と述べられ、対立から対話への転換を強調されました。今から、西平市長の所信表明を紹介させていただきます。

所信表明、私が、今この場所に立っているのは、混乱を終息させ、地についた改革を求める市民の皆様方の声に依っています。「改革」から「真の改革」へ、「破壊」から「創造」へ期待と希望の思いに支えられて、私は、ここに立っています。

市政への市民の皆様方の信託を厳粛に受け止めながら、平成23年第1回阿久根市議会臨時会の開会に当たりまして、市政に対する所信を申し述べたいと存じます。

何とぞ議会並びに市民の皆様方の御理解をいただき、市政運営に御指導、御協力をお願い申し上げます。

私は、このたび1月16日に行われた阿久根市長選挙におきまして、市民の皆様方の温かい御支援により当選を果たし、第18代阿久根市長に就任いたしました。

市長になりましてまだ2週間足らずであります。想像をはるかに超えるさまざまな課題が山積している状態について、改めてその任の重さを感じつつ、問題処理のために奮闘しているところでございます。

私が、市政への志を固めましたのは、何といたしまして、阿久根市はこのままではいけない、将来の展望が見えない阿久根市であってはならないと、強く感じたからであります。

阿久根をこよなく愛し、阿久根の発展を心から願う市民の皆様方や、ふるさと阿久根を離れ、ふるさと阿久根を誇りとし、心の大きな励みとされている方々のためにも私自身が先頭に立ち、大好きなふるさと阿久根の再生を行わなければならないという強い信念が市政への道を決意させたものであります。

御承知のように現在の社会、経済情勢は厳しさと混迷を増すばかりであります。高齢化社会による福祉の問題をはじめ景気低迷による雇用問題あるいは未来を担う子どもの減少による将来への不安、どれをとりますとも困難な問題ばかりであります。これらの問題に対応するために、国においては各種施策を展開し、方策を講じてきておりますが、即効的な改善はなかなか見られず国民の不安解消には至っていない状況にあります。

地方分権の名のもとに、国は地方に対し自立を求めてきましたが、財源に乏しい本市をはじめとする地方の市町村においては、行政執行に際して、いまだ国や県に頼らざるを得ない状況であることは、多くの市民の皆様方も御理解いただいていることと思えます。しかし、私はいかなる状況であろうとも決してあきらめずに、将来を担う子どもたちのためにも活気あふれる明るい阿久根市をつくらなければならないと、市長としての使命感に燃えているところであります。

そこで、まず私が市長になって最初に思い、心から願っていることは、一日も早く混乱のない明るい阿久根市になってほしいということであり、このことは、阿久根市の将来を思っている多くの市民の皆様方の切実なる願いであります。混乱を克服するため、私は「対立」ではなく「対話」を基本として、市政を運営してまいります。そして、市行政の推進に当たっては、法令遵守を旨としながら、施策の実施に努めます。

社会を構成する者としてルールを守りながら、「対話」を通じて共に支え合う気持ちを持ち寄り、市民の皆様方一人ひとりが心をつなぐことによって課題の克服が初めて可能になるものと考えております。皆様方の御理解と御協力を切にお願いするものであります。

さて、私は、市民の皆様方が安心して暮らせるための福祉の充実はもとより、産業の発展並びに教育の振興など本市活性化のための多くの施策を行っていきたいと考えております。

各種事業の効果的かつ円滑な実施のためには、市民、議会の御協力をいただきながら、本市に奉職する職員一丸となって懸命の努力をしなければなりません。

市民の皆様への職員に対する目は、年々厳しさを増してきております。職員は、そのことを謙虚に受け止め、一層職務に奨励することが求められております。厳しい視線は、このような混迷の時代にあって、閉塞感を打ち破る期待の表れでもあります。

このことを真摯に受け止め、全体の奉仕者としての基本的な自覚を促し、市民の皆様方が今何を求めているかの的確に判断し、市民サービスのあり方について検証してまいります。

また、職員には、地域活動とボランティア活動への積極的な参加を求めていきたいと思っております。地域の皆様方との活動を通して、語り合い、触れ合う中で、今、行政に対し、市民の皆様方が何を望み、求めているのか、見えてくるものがあると思っております。

職員としてのあるべき姿について虚心になって思索し、地域の一員、社会の一員として多くの方と触れ合いながら、まちづくりへの知恵を出し合い施策に生かしていくことが行政マンとしての使命であります。また、そのことが市民の皆様方から信頼を寄せられることにつながると確信いたしております。

次に、行政改革は市政における喫緊の課題であり、私が取り組むべき大きなテーマの一つでございます。

これまで、職員の給与がさまざまに取りざたされておりますが、私は、職員の仕事について、市役所内部だけではなく、外部の方々に評価していただくための機関を設置したいと考えております。そうして、評価に見合う給与はどうあるべきか検討するとともに、評価を、職員の効果的な事務処理、組織目標の達成、住民福祉の向上のために活用してまいりたいと考えております。

職員給与の削減については、多くの市民の皆様方も注目されているところであり、外部評価をはじめ、各般にわたって御意見等をお伺いしながら、また、職員に対しても対話を通じて理解を求め実施してまいります。

次に、福祉についてであります。少子高齢化社会の進行、とりわけ本市はその典型とも言える状態にありますが、市民の皆様方のニーズはますます増加し多様なものがございます。

私は、進行する少子高齢化社会にあって、今、行政として何をしなければならないのか、これまでの計画や取組を検証しながら、関係団体等とも協議・検討を重ね、基本的な方針を取りまとめ、福祉向上に努めてまいりたいと思っております。

具体的な施策としては、まずは、交通の不便な地域の高齢者の方々のために、巡回バスやタクシーを利用した事業の拡大を図りたいと考えております。また、現在、一人暮

らしの方々が増えている中で、この方々が安心して生活ができるように、社会福祉協議会や地域関係者と連携を図りながら、緊急通報装置の設置の拡充や見守りサポートの事業化の推進に努めてまいります。

さらに、少子化対策としては、この地で子どもを生み、安心して育てられる環境づくりを目指し、出生祝い金の支給や障がいを持つ子どもたちの教育環境の充実等にも努めてまいります。

次に、医療面におきましては、まず中学生以下の医療費無料化に取り組みます。また、大川診療所の医師不在により、特に高齢者の皆様方に御迷惑をおかけしているところですが、早急に再開できるよう医師の確保に努力してまいります。さらに、市民病院をはじめとする医療機関に対して不足している診療科目の設置をお願いし、市外の病院に行かなくても市内で診療が受けられ、安心して生活ができるような医療体制の充実に努めてまいります。

次に、産業面であります。第一次産業者が自らの生産物を商品化し、二次産業的な加工、三次産業的な流通・販売を含めて付加価値を生み出すための連携した仕組づくりに努めてまいります。

○議長（行重 延昭君） ちょっと発言者、本来の主旨だけにしてください。続行してください。

○20番（大田雄二郎君）

市民の方々と対応していきたいのです。今こそ「対立」から「対話」へ、「混乱」から「安定」へ、「破壊」ではなく「創造」へ、市民、議会、市長、職員等々この地域の発展を願う者全てが一丸となって協力し合うべき時であります。

そのことは、将来を担う子どもたちに「希望にあふれた未来」を残すべき我々の責務であります。

この責務を重く受け止め、さらに厳しい状況ではありますが、私はひるむことなく、あきらめずに、もっている全ての力を市民の皆様方のために、阿久根市発展のために尽くす覚悟でございます。

何とぞ市議会をはじめ、市民の皆様方のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、所信の表明とさせていただきます。

以上が、鹿児島県阿久根市の西原良将市長の所信表明です。松浦市長も市民、議会、職員等と対話を基本として、市民生活第一で明るい市政を実行されることが必要です。

また、論語の為政第二で孔子は次のように言われており、市長も市広報の中で「60にして耳従う」と書いておられます。そして、607年に法隆寺を建立された聖徳太子は、

次のとおり十七条憲法を制定され、聖徳太子が唱えた「和をもって尊しとなす」の心が1,400年間、日本人に伝わっています。聖徳太子の十七条の憲法は、「すべての事柄を決めるときは、自分一人で決めてはいけません。必ずみんなで話し合ってから決めなさい」と。

次に、2番目の質問事項である吉田松陰先生の道德教育を小・中学生に取り入れることについて質問させていただきます。

わずか29歳2カ月の短い人生ながら、初代総理大臣の伊藤博文を道德教育し、日本の歴史を変えた吉田松陰先生の思想等を学校教育に取り入れたらどうか、お聞きします。

先日、松陰神社宝物殿の至誠館に行ってきましたので説明させていただきます。また、明倫小学校の松陰先生の言葉、朗唱文の一部を説明させていただきます。

○議長（行重 延昭君） 質問者、要点だけにしてくださいね、参考文は。

○20番（大田雄二郎君） わかりました。

○議長（行重 延昭君） どうぞ。

○20番（大田雄二郎君） また、人間学を学ぶ月刊誌で有名な「致知」の4月号で、「今、吉田松陰に学ぶもの」の対談が出ており、「吉田松陰、鮮烈に生きたその人生と足跡は、没後150年を経た現在もなお現代人を魅了してやまない。幕末期同様、国家の危機が叫ばれる現在、日本人は松陰から何を学んだらよいのか」。松陰研究の第一人者である慶応義塾大学名誉教授中村勝範氏と、人間環境大学教授川口雅昭氏に、侍として生きた松陰の人生と教えを語り合っていたいただいた記事が出ています。

次に、3番目の質問であります市道の交通安全対策について質問させていただきます。

桑山中学校から華城小学校を經由して植松や西浦に抜ける市道三田尻西浦線の交通安全対策について質問させていただきます。

危険な場所については、2年以上前から道路課と協議中であり、工事が完成したのは、華城小学校とJA防府とくち華城支所のところに完成した信号機の設置と、市道三田尻西浦線の拡幅工事です。この場所については、華城小学校や桑山中学校の児童・生徒、親、PTA、市民から、交通安全対策になっているということで感謝されております。関係者の皆様にお礼を申し上げます。

そのほかに以前から要望が出ているのが、桑山中学校南側の市道の歩道部分に突き出ている防護柵の撤去です。この場所については、2年前に防府土地改良区理事長と一緒に見たときに、転倒堰にすれば市道の歩道部分に蓋ができるということでした。

次に、ほっともつと前の信号機がある交差点の場所です。通学路でありながら市道の側溝の上をぎりぎり通っており、危険な状況です。また、市役所方面から華城方面へ右折

するときは、渋滞時は青信号で1台しか右折できない状況です。

次に、華城小学校東側の水路の上を通学路にしている部分です。また、バスも通るのが困難な状況です。そして、四辻の永田たばこ店の場所に信号機を設置してほしいとの要望が以前からあります。

次に、華城小学校から航空自衛隊防府北基地の西側を經由して華西中学校や西浦に抜ける市道下河内潮合線の交通安全対策について質問させていただきます。この場所については、5年以上前から市道路課に地元関係者、自治会長を含めて陳情書が出ております。土曜日でも地元の関係者、自治会長さん含めて皆さんで現地を見て行って、非常に危ない状態ですので、ぜひとも、1日も早く市道の安全対策をしてくださいということです。

4番目の小・中学校吹奏楽部の予算復活について。

華城小学校吹奏楽部が全国合奏大会で2位となり桑山中学校吹奏楽部も全国大会出場が決定したので、小・中学校吹奏楽部の予算復活について質問させていただきます。

関係者に聞いたところ、平成8年度までは吹奏楽部の備品購入予算があったということですが、平成9年度から備品購入予算がなくなったと聞いています。そして、専門家に聞いたところ、金管楽器は普通5年間使うということですが、華城小学校吹奏楽部のトランペットは25年間使っており、しかも25年前の先輩から借りているという現状です。小・中学校吹奏楽部の予算を復活し、楽器購入ができるように、よろしく願います。また、親の自己負担の軽減をしてくださいとの要望がたくさん来ております。

以上で、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私から、まず1点目の、いろいろ述べられましたが、要するに市民の意見あるいは議会の意見、職員の意見など、しっかり対話をして、それを基本として市政運営に努めてほしいという御意見と御要望であったかと思うわけですが、まず、私は13年前に大変な混乱の中から、市民の衆望を担ってこの職に就任をいたしましたところでございます。その折に、私は「市民が主役の市政、市民の目線に立って」ということで、私は市長職に就任をして、終始一貫この姿勢を持って、市民の皆様の御理解を賜りましたことによって、浅学非才の身ではございますが、防府市政始まって以来初めてとなります4期目の御負託をちょうだいしているところでございます。

したがって、私はその都度各種政策を出させていただいておりますが、いずれもやぶから棒のようなものでは決してございません。すべて選挙において、このことをお訴えをし、その必要性を語るお話を申し上げ、そして市民の御理解をいただいて、この職をち

ようだいしているのをごさいますて、そのことこそ議会の皆様方におかれましては、しっかりと考えていただかねばならないことではないかと、このように思っている次第でございます。

市民の皆様方の御意見をお伺いするための手法として、市長への提言箱やあるいは自治会連合会の皆様方が長年続けておられます地区懇談会、あるいはまた私なりの移動ふれあい車座トーク、あるいはことしはオープン市長室というような形で、多くの市民の皆様方から生の声を直接お聞きしてまいっております。

また、議会におきましては、市民の代表でもございます皆様方の議会での一般質問、あるいはまた自治会や各種市民団体からの御意見、御要望を十分参考にさせていただき、そうした中から過去の経緯、事業の熟度、あるいは費用対効果など、十分な内部協議をした上で、可能な限り毎年度の事業に反映させていただいているところでございます。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、市道の交通安全対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の市道三田尻西浦線の交通安全対策についてのお尋ねでございましたが。

まず、桑山中学校南側の農業用水取水口につきまして、議員御指摘の状況でありますことはよく承知いたしております。市道内水路の開口部をふさぐことが安全対策として必要であると考えておりますが、この水路は御存じのとおり用水路で、現在も南に耕作地があり、耕作者の方が水田に取水される際に、開口部にかがみ込まれ、樋板の差し抜きをされておられるところでございます。開口部をふさぐには、転倒堰へ変更すること等考えられますが、今後も耕作者の方と協議をしてみたいと存じます。

次に、伊佐江八幡宮東にございます用水路に蓋かけができないかとの御質問でございます。よく私も承知しておるところでございますが、この水路も先ほど申し上げました用水路でありまして、管理されている水利権者の方と協議を行ってまいりましたが、これまでのところ了解を得るには至っておりません。また、伊佐江八幡宮地先の交差点及び四辻交差点の信号機設置云々につきましては、信号機の設置を山口県公安委員会に要望いたしますが、信号機を設置するには交差点改良を行う必要がございますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、華城小学校前の改良された交差点の周辺整備につきましては、華城コミュニティ推進協議会の皆様から御要望をいただいております。地域の皆様の御協力を得ながら、交差点部分の歩道を確保するため、華城小学校前の水路の蓋かけを今年度事業として実施いたします。

次に、2点目の市道下河内潮合線の交通安全対策についてお答えいたします。この市道

は幅員が狭く、通学時間帯に自動車が通りますと、人と車が交錯していることも承知しております。また、そのようにお聞きもしております。

現在、道路改良につきましては順次整備を進めているところでございまして、その整備状況を考慮しながら、この市道の改良につきましても検討したいと考えております。御理解賜りますようお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、教育長、教育部長より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） どうも御答弁をありがとうございました。

まず1番目の質問の分です。市民は、「議員の人数は別に言わない」と、そういう市民の方が大部分です。そして市民の方や自治会長さんともいろいろ話をしますけれども、議員の人がきちっと仕事をしてもらえれば今の27人でいいんだと、そういう意見が大部分です。だから、あとは議員の皆さんしっかりと議員としての仕事をしてくださいと、こういうふうに、先週土曜日、日曜日も、この一般質問をする関係で、市道三田尻西浦線からすべて、下河内潮合線、それからほかのところも、全部地元の市民の方、それから自治会長さんとも話しましたけど。

先ほど、市長がおっしゃいましたけれども、すべて市民、議会、職員と対話を基本として、市民生活第一で明るい市政をされてるとおっしゃいました。今後、今市長がおっしゃったことをきちっと守っていただいて、市民のためにやっていただければと思います。これについて、市長、もう一回御答弁いただけませんか。

○議長（行重 延昭君） 市長、何かありますか。市長。

○市長（松浦 正人君） 申し上げたとおりでございます。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） 次の、3番目の市道の交通安全対策について、まず、1番目の桑山中学校から華城小学校への部分ですけれども、桑山中学校の前をスクールゾーン指定をしてほしいと。これが、市民、それから関係者、それから教育関係者等の意見ですけれども、桑中の前をスクールゾーン指定をしてほしいという件。

それから、カラー舗装、桑山中学校から華城小学校にかけてカラー舗装してない部分かなりありますんで、先週の土曜日から日曜日、ずっと全部、1時間30分ほど地元の人と一緒に歩いて、カラー舗装のしてない部分がありましたので、それについても全部してほしいと。

そして、30キロ制限の標識が、桑山中学校から華城小学校にかけては2カ所しかないんで、30キロ制限の標識をたくさんしてほしいと。



また、タクシー運転手さんの話では、この華城地区は人口が多い割に防府で一番道路が狭いため通りにくいので、ほかの道路を通ると、こういうふうにおっしゃってますので、この件について御回答をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） 土木都市建設部の関係といたしまして、カラー舗装の件と、それとタクシーの運転手さんが道路が狭いということにつきましての御回答をさせていただきます。

カラー舗装につきましては、平成19年から年次的に小学校周辺を主体に進めてまいってきております。現在、議員御指摘のように中学校周辺につきましては、まだ事業を実施していないというような状況でございます。しかしながら、今後、中学校周辺につきましてもカラー舗装が必要であるという判断の中で、今後、年次的に進めてまいりたいというふうに考えております。

華城地区の道路状況ですが、議員御指摘のように狭い状況の市道も数多くあるわけでございます。その要望につきましては、先ほども市長の答弁いたしました市道と同様に、順次、整備について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 教育委員会といたしましても、通学路の安全確保については大変大事なものだと思っております。それで、スクールゾーンの標示との御質問でございますけど、先日の3月補正（後刻訂正あり）でお願いいたしまして、200万円の補正をお願いして、今、スクールゾーンの消えかけたところの更新と、新たに、新規のところを今35カ所ほど工事を進めようとしているところでございます。

華城小学校関係でございますと、華城郵便局付近が1カ所、それから丸久華城店前付近、この2カ所にスクールゾーンを新たに設置しようというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） ありがとうございます。今、山邊部長の答弁ありました、スクールゾーンの指定で、華城地区郵便局のところと丸久のところとおっしゃいましたけれども、桑山中学校からあそこのほっともつにかけての交差点のところ、あそこが先ほど私も一般質問で言いましたけれども、信号機が赤信号で車がとまってる、もう子どもたちは市道の側溝の上をぎりぎりで、体一つで通ると。ですから、そこにいらっしゃる教育

長の、杉山教育長も以前、去年まで桑山中学校の校長先生でしたし、あそこがとにかく一番危ないんだと。何としてもあそこを1日も早くしてほしいというのは、桑山中学校、それから華城小学校の校長先生とかも、関係者からも重々要望が上がってる分ですので、これ、スクールゾーン指定を、桑山中学校から華城小学校にかけての今の危ないところをスクールゾーン指定することはできませんか。それについてお願いします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） このスクールゾーンの指定をするに当たりまして、各小学校を中心に要望を聞いてまいりまして、大体各小学校、いろいろ御要望がございまして、2カ所程度やっていこうということを決めております。

それで、おっしゃるとおり桑山中学校の前につきましても必要だというふうに思っておりますけど、これにつきましては順番に、このたびは小学校を中心にやってまいりましたので、次からはまた中学校地域にも広げていきたいというふうに思っておりますので。当面は、見守り隊とか、地区の皆様の、ほんと御協力を得ながら安全を確保しているところでございますので、教育委員会としてもできるだけことはしていきたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） ありがとうございます。じゃあ、桑山中学校のほうは、これからスクールゾーン指定をしていただくということですね。

あと、30キロ制限の標識、これについて今2カ所しか華城地区ないのをもうちょっとたくさん数を増やして、要は交通安全対策をしてほしいということですけど、これについて、答弁ちょっとお願いします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、30キロ制限の標識の追加という要望でございます。この交通標識につきましては、公安委員会が所管しております。この設置につきましては、地元の方の要望ということで、公安委員会のほうに市のほうから要望という格好で上げさせていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） ありがとうございます。じゃあ、山邊部長どうぞ。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 申しわけございません。先ほど私、3月補正でお願いしたと申しましたけど、1月臨時議会の補正でお願いしております。訂正させていただきます。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） ありがとうございます。じゃあ、この項目はもうこれでいいですから、あとの項目をお願いします。

○議長（行重 延昭君） それでは、2の吉田松陰の道德教育について、教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 私のほうから2点目の吉田松陰先生の道德教育を小・中学生に伝えることについての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘の吉田松陰先生は、松下村塾を開いて、塾生一人ひとりを大切にされた教育を進め、父母を敬愛することや何事も真心をこめて行うことの大切さ、また机上の学問だけでなく実際に行動することの重要性など、道徳的な教を数多く残された本県の偉大な教育者であります。吉田松陰先生のこれらの教えに通じるものが現在の教育においても大切にされており、例えば小・中学校の道德の時間では敬愛、家族愛、自主・自律、責任感、誠実といった内容の学習が行われております。

また、吉田松陰先生の人物については、小学校の社会科副読本「きょうど山口」や山口県教育委員会が作成した伝統・文化教材集「これが私の故里だ」に、山口県ゆかりの立派な人物として紹介されており、さらに中学校では社会科の歴史的分野で、幕末の偉大な人物として、吉田松陰先生について学習いたします。

このように、山口県の小学生・中学生は、全員が吉田松陰先生の生き方や考え方について学んでおりますので、その授業の様子や子どもたちの授業後の感想を、学校だより等で保護者の皆様にも紹介していくよう、各学校に助言してまいりたいと考えております。

次に、萩市の明倫小学校で実施されております吉田松陰先生の言葉の朗唱についてですが、この活動は、吉田松陰先生の考え方や生き方に学び、児童の道徳性を養うとともに、郷土を愛する心を育てていくものであり、明倫小学校の歴史と風土に根差した教育実践であると認識しております。

防府市におきましては、吉田松陰先生の言葉の朗唱は行ってはおりませんが、先人の生き方、考え方を通して、道徳性を身につけさせていくために、防府市教育委員会では昨年3月に、本市ゆかりの人物等を扱った道德教育の資料集を作成・配布いたしまして、各学校で、その資料を用いた道德の授業が実践されております。

防府市教育委員会といたしましては、今後も各学校の取り組みを支援しながら、道德教育のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） どうも、丁寧な答弁をありがとうございました。吉田松陰先

生については、今、杉山教育長おっしゃったように、もう山口県教育委員会が一生懸命、吉田松陰先生の言葉とか、そういうものを教育してますし、防府市内でも今、杉山教育長おっしゃったように、力を入れてしていただくと。ですから、先ほどの明倫小学校の松陰先生の言葉の朗唱分でも、小学1年生の1学期からもう「きょうよりぞ、幼心を打ち捨てて人となりにし道を踏めかし」というふうに、もう萩の明倫小学校では1年生からずっと毎朝朗唱していると。だから、これは本当、すごい教育になると思いますし、ぜひとも防府市もあるいは山口県も力を入れてやっていただければと思います。

また、一つ、吉田松陰先生は論語もよく勉強されてるんですけども、防府市内で論語の勉強を――特にきょうの朝NHKで「論語を学ぶ子どもたち」というのが、朝6時42分からやってましたけれども、論語を学ぶということについては防府市の教育会、それから今後について、ちょっと杉山教育長、吉田松陰先生との関連が若干ありますので、答弁お願いできますか。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 先ほども申しましたが、松陰先生の朗唱についてはやっておりません。論語のいわゆる素読と申しましょうか、そうしたことについても市内で今やってるということはまだ確認しておりません。しかし、そうした日本の思想と、あるいは考え方の、やっぱり原点の一つでありますそうした孔子の教えと、そうしたものには生き方として大切なものがあるとは感じております。

また、これからどういうふうな取り組みをするか。私どもは、道徳という時間を通じて、あるいは学校ではそれぞれ学校の教育活動を通じて、そうした道徳的な指導はやっておりますので、それを今はきちっと重点的に実践すると、そういうふうな取り組みはしております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） ありがとうございます。じゃあ、この項についてはこれで終わらせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 次、小・中学校吹奏楽部の予算復活について、教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 小・中学校吹奏楽部の予算復活についてお答えいたします。

本市では、小・中学校における吹奏楽などの文化活動、またスポーツ少年団や中学校の運動部などの体育活動が大変盛んに行われており、これらの活動は児童・生徒の豊かな人間性や健康、体力の育成にとって大変重要なものと認識しております。

本市における吹奏楽などの音楽関係の部活動は、マーチングバンドを含め、現在、小学

校7校、中学校8校において行われております。各学校は、これまで各種大会において多くの出場実績を残しており、今年度においても、全国学校合奏コンクールで全国第2位の成績をおさめました華城小学校吹奏楽部をはじめ多くの学校が、全国大会や中国大会に出場し、優秀な成績を残しております。

教育委員会といたしましても、各学校や団体、個人の活躍は大変誇らしいものであり、子どもたちの努力や指導者並びに保護者、地域の皆様方の御熱意や御支援に敬意を表するものでございます。

議員御質問の小・中学校吹奏楽部の楽器等の購入予算でございますが、小学校の吹奏楽部などの活動はスポーツ少年団の活動と同様に、保護者や地域の方々の御協力のもと、児童の自発的な参加により行われておりまして、従前より楽器購入等について特段の予算措置は行っておりません。

中学校におきましては、平成8年度まで吹奏楽器等の購入に用途を特定した予算を措置しておりましたが、学校が必要に応じて執行できるよう、平成9年度以降は吹奏楽器等の購入経費を教材備品の予算の中に入れて各学校に配分しているところでございます。

これらの活動に対するその他の支援といたしましては、保護者の方の経済的な負担軽減を図るため、このたびの華城小学校吹奏楽部や桑山中学校吹奏楽部のように、学校や団体または個人が、全国大会や中国大会へ参加する際には、大会参加に要する経費の一部を補助しているところでございます。

小・中学校における文化活動や体育活動は、児童・生徒が同じ目標を持ち、互いに協力して活動することなどを通して、好ましい人間関係を築いていくとともに、自主性や社会性をはぐくむことができる大変有意義な活動でございますので、教育委員会といたしましては、今後も引き続き支援してまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） 御答弁をありがとうございました。今おっしゃった平成8年までは楽器購入費で予算、組んでおられて、平成9年度から楽器購入費じゃなくてほかの形で出されてるということで、実際、吹奏楽部、防府市内、たくさんありますけども、担当の音楽の先生あるいは学校の校長先生等にお聞きしたら、やっぱり以前の平成8年度までの楽器購入費で出してもらったほうが、楽器を買ったりする場合に買いやすいということと楽器の買いかえがスムーズにいくと。ですから、先ほど壇上でもお話ししましたけれども、華城小学校で金管楽器のトランペットは、あれ25年使ってる分ですし、しかも25年前の先輩から借りるといふふうな状態。これ山崎凱千先生、専門の音楽の先生ですけれども、もう普通ああいう金管楽器は5年しか使わないんだよと言われるけど、華

城小学校の吹奏楽部、一緒に見たら25年使ってるというのを聞いて、山崎先生のような専門家でさえびっくりされておったような、そういう状態ですから、こういう楽器購入費に使えるような予算を復活していただきたい。あるいは華城小学校のように、全国で2位になりましたけれども、1位になってもらうためにも楽器購入費から、先ほどおっしゃったいろんな補助、全国大会、行くのにお金かかります。親の御負担もかなり多いから、いわゆる親の方としては、もう吹奏楽部やめてほしいと、子どもには言えないけれども。だから、その辺について補助をもう少し、吹奏楽部だけじゃないです。防府市内のあといろんなスポーツ関係もそうですけれども、補助を増やしてほしいと。それについて、ちょっとお願いします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 先ほど御答弁いたしましたように、小学校につきましては児童の自発的な参加により行われているものでございますので、従前より楽器購入等に係る予算については特段の措置はしてないところでございます。

中学校につきましては、御指摘のとおり8年度までは用途を特定した予算配分をしていたんでございますけど、要するに学校で自由な選択、必要に応じて執行できるようにということで、選択肢を増やすために、9年度からは教材備品の予算の中に含めて各学校に配分をしているところでございます。

このたび、いろいろ他市のほうも調べてみましたけど、たしか2市ほど、特定して出されている団体がございますけど、そのほかの団体につきましては、やはり学校の自主性、その中で有効に使ってもらったほうが良いということで、教材備品の予算の中に含めて配分をしているという状況でございます。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） ありがとうございます。それと、やっぱり防府市内の父兄からの要望が多いのが、下松市の場合、毎月1,000円を親から集めて、それで最大10万円まで親が借りられる制度があると。それで、先日、下松市から防府市に転入してこられた親から、当然、下松市のほうからは防府市もやっているんでしょうというふうに言われましたと。ところが、防府市では、そういう制度はやっていないということで、だからこれ今の小・中学校の吹奏楽部のいろんな親の負担の件でもそうです。あるいはスポーツクラブで、今、小学6年生の方、今度中学校へ上がるのに剣道部の防具一式10万円かかると。武道具屋さんでいけば10万円かかると。ところが、この不景気な時代10万円もお金出せない。だから、ほかの先輩が使った分とか、そういうふうなお古でもいいし、あるいはインターネットで探せば10万円が5万円ぐらいになるだろうかと。

とにかく、そういうふうな状況ですから、この下松市のこの制度、すべての親御さんから毎月1,000円を集めて、それでみんなで出し合うような形で最大10万円まではもう保証人なしで自由に借りられる制度、これを下松市がしとるということですが、社会福祉課のほうにも先日確認しましたが、それは子育て支援課とか、そちらのほうでも、教育委員会のほうでもちょっと相談してほしいと。そういうことだったですけれども、この件について、防府市内の父兄からも要望、受けてますので、ちょっと答弁を、関連がありますのでお願いします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 御指摘の下松市の件につきましては、よく調べてみたいなというふうに思っております。ほんとに、この吹奏楽をはじめとしまして、子どもたちの活動につきましては、ほんとに地域の方の御支援をいただいて活動していらっしゃるということをお聞きしているところでございます。ほんとにありがたい話でございます。教育委員会といたしましても、どのような支援をできるか検討していきたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） ありがとうございます。じゃあ、最後に、今、全国的にタイガーマスク運動というのが盛んにされてますし、ランドセルの寄附とか、そういうふうなことがありますけど、防府市内の親御さんに言わすと、ランドセルだけじゃなくて、学校で使う、小学校や中学校で使う日用品でもいい。そういうふうな、とにかく要らなくなった物を防府市か学校で全部再利用できるような形にして、それを希望者はみんな分けてもらえんかどうか。それで、先ほどの剣道の防具でもそうです。スポーツ用品、いろんな道具があります。吹奏楽部でもそうです。だから、それ全部、防府タイガーマスク運動というか、もう私たち議員もそうですけど、毎月1人1,000円寄附という、そういうふうな形でも希望者はするとかですね。そういうふうになれば防府市民、寄附というのはいろいろ問題がありますが、親の方が1,000円集められることについていろいろ協力するとか、防府タイガーマスク運動で市役所の受付とか、あらゆるところへ募金箱等出して、そういうことはできないでしょうか。ちょっと最後に質問します。

○議長（行重 延昭君） ちょっと質問の趣旨と違うようですが。何か……。

○20番（大田雄二郎君） いいですか。この今の小・中学校吹奏楽部の予算復活についての関連質問で、要は親御さんの負担が大変だということで、こういう防府タイガーマスク運動等で補助できんかどうか、市民からお金を集められんかどうかということで質問してますから。答弁ができれば、山邊部長お願いします。

○議長（行重 延昭君） 何か思いがありましたら、どうぞ。教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 教育委員会といたしましては、開かれた学校ということで、学校、家庭、地域で各学校単位でいろんな活動をしていただいております。またその中で、各学校で地域の皆様、また学校、それから保護者の皆様といろんなお話をしながら、いい方法があればその方法をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） ありがとうございます。じゃあ、以上で私の質問を終わります。どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、20番、大田議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時56分 休憩

---

午後 1時 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続きまして一般質問を続けます。次は、9番、山田議員。

〔9番 山田 耕治君 登壇〕

○9番（山田 耕治君） こんにちは。民主連合の会の山田耕治でございます。今回は、トップバッターを先輩議員にお譲りし、3番目でやらさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、だれもが安心して暮らせる地域社会、市民の安全・安心な生活を確保するという点と犯罪を起こさせないための地域環境・地域保全という点から、防府市の空き家等の適正管理について質問させていただきます。

市内を見ますと、いろんなところで、現在、住んでおられるのか、住んでおられないのか、管理されているのか、いないのかわからない状態の建物、また敷地内に伸びて、管理されているように思えない樹木を皆さんも見ることがあると思います。この管理不十分な建物や樹木が学校へ通う子どもたちや近隣の住民の方へ危険を誘発することとなり、放置され、だれも管理していないとなると、犯罪や出火を招くおそれがあります。

総務省の資料で、平成20年の住宅・土地統計調査結果を公表したのがあります。平成20年の全国総住宅数は約5,759万戸となっており、平成15年からの5年間に約370万戸、6.9%の増加となっています。また、居住世帯の有無を調査したもので、居住世帯のない中での空き家状態のものを調査したデータがございます。山口県で見ますと、平成20年の空き家状態のものは約10万4,600戸で、平成15年と比較します



と5年間で2万2,400戸の空き家が増えたこととなります。防府市で比較しますと、平成15年は空き家の数が5,480戸だったものが、平成20年では6,740戸と1,260戸もの空き家が増えています。

山口県警も空き店舗や空き家での防犯対策として、地域からの情報提供を呼びかけ、地域と連携して対応強化を図っているようです。空き店舗で、遊戯、保養、スーパーなどの施設として使われていた規模の大きなものは、県内で64件を把握しているとのことですが、以前から管理者や消防署などと協力して防犯に努めてきたが、空き店舗などの無人施設に対する防犯対策という課題で、改めて各物件の防犯状況についての調査を徹底的に行ったそうです。

内容は、建物の施錠状態の確認や子どもの遊び場になっていないか、敷地内で若者のたまり場になっていないか等の情報を収集することが中心で、敷地内に人が出入りしている情報がある場合は、定期的な巡回を強化し、実施しているとのこと。空き店舗や空き家等、ほとんどの物件では、立ち入り禁止の掲示があり、建物入り口もしっかりと施錠されていたが、ガラスや壁などの設備で破損があったものも数件見つかったとのことで、破損箇所から人が侵入するおそれがあるため、県警では管理者に対して早急な改善指示を行うことと、管理者、所有者が不明な物件については行政の協力を得て、警察が臨時の管理処置をとることで対応しているとのこと。

しかし、小さな店舗や管理者などが不明な施設、民家などは把握されていない箇所も随分あるとのことで、民家等の把握は個人情報等の弊害もあり、手を打つ手段がないのが現状でしょう。だからといって、市民の安全・安心な生活を確保するという点から、この問題に対し、目を背けるわけにはいかないと思います。警察や教育委員会、自治会、民生委員等を巻き込んで、しっかりとした施策を打ち出すことが行政の役割と認識しますが、いかがでしょうか。

そこで質問です。防府市において、空き家等管理されていないものがどれくらいあると把握されているのか。その管理されていない物件については、どのような対応をされているのか。推移と対応状況を教えていただければと思います。

また、犯罪を起ささないための地域環境・地域保全という点から、子どもたちへの指導はどのようにされているのか。御所見をお聞かせください。

大きな2点目の質問は、本市のひきこもり支援事業について質問させていただきます。

厚生労働省でひきこもりの定義を規定していますが、「単一の疾患や障害の概念ではないこと、ひきこもりはさまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学など自宅以外の生活の場が長期にわたって失われている状態のことを示している」とあり

ます。就労や就学、いわゆる職場や学校に行かず、家族以外と親密な対人関係が持てない状態が6カ月以上続いている場合を「ひきこもりの状態」と言い、精神疾患がその主な原因とは考えにくい場合を「社会的ひきこもり」と言うそうです。

現状調査が難しい中、全国的にひきこもりの数は100万人以上とも言われ、山口県内でも5,000人から1万人と推定されています。精神疾患が主な原因なら医療機関が優先されるでしょうが、そうでない場合は、早急に対策を講じるのは逆効果という説もあります。職場や学校での失敗を自分自身で責めたり、失敗に対していじめられたりすることが要因で、ストレスから症状が出るなど、さまざまなきっかけで、ひきこもりが始まるでしょう。また、これらのことがすべての原因とは限らないようで、ひきこもりはきっかけや原因もはっきりしない場合もあるそうです。きっかけや原因が何であれ、ひきこもりになるとなかなか脱出が難しいという共通の特徴があり、ひきこもりは、社会とのつながりがなくなる当事者や家族だけの問題ではなく、社会全体の問題としてとらえなければいけないことだと認識いたします。

ひきこもりに至るまでのケースは、先ほども述べましたが、さまざまなケースがある中で、行政としてどのような対応策が必要なのかが今後の大きな課題になってくることは言うまでもありません。ひきこもりという問題が発生するまでの対応策、本人の自覚症状がない場合でも、周りの人や家族が異変に気づいたときの相談窓口、またひきこもりになった方をどのようにもとの状態へ戻すのか、社会復帰するための対応策等、いろんな場面を想定しての取り組みが必要と考えます。

昨年、同僚議員の一般質問で、「うつ病に対して、本市では病気や自殺状況を把握し、対策を円滑に推進するため、健康福祉部4課、職員課、市政なんでも相談課、商工振興課、学校教育課、生涯学習課の9課で、防府市うつ病自殺予防対策庁内連絡会議を行っている」と答弁されています。

また、ひきこもりに対する取り組みでは、県が各健康福祉センターに、ひきこもり地域支援センターを開設していますが、センターと庁内連絡会議との情報交換や支援状況等教えていただければと思います。

現在、メンタル相談、ひきこもりになっている方の居場所事業の展開や社会復帰するための支援機関が、防府市でどのようになっているのか。また、これらを総合的に見ると、相談しやすい体制になっているのでしょうか。1月にありました防府市議会臨時会で補正予算の審議がございましたが、国からの交付で地域活性化交付金の中に「住民生活に光をそそぐ交付金」という内容のものがございました。用途、実施計画に掲載された分野の取り組みに、DV対策、自殺予防対策等の弱者対策、自立支援を挙げています。執行部は、

「これらの項目は予算化して計画に落とし込む」と答弁されていましたが、まさしく住民生活に光をそそぐ施策からいいますと、実態把握の難しい、また、支援を受けている人の数も少ないであろう、このひきこもり対策のしっかりとした支援を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。執行部におかれましては、誠意ある御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 9番、山田議員の質問に対する答弁をお願いいたします。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、防府市の空き家等の適正管理についての御質問のうち、管理されていない空き家などの推移及び管理者・所有者が不明な物件についてのお尋ねにお答えをいたします。

まず、防府市内にある空き家のうちで管理されていない空き家などの推移は、との御質問でございましたが、本市内におきましては企業倒産などによるもの、あるいは管財人の管理下にあるようなものはございますが、管理者・所有者が不明な空き家等というものは、基本的にはないものと考えております。

また、空き家に関する統計をいたしましては、5年ごとに国が実施する住宅・土地統計調査がございますが、これは、人が居住する建物と居住している世帯を対象に実態を調査し、住生活関連諸政策の基礎資料を得ることを目的としたものでございまして、この調査の中で、空き家数が報告されております。

過去3回の防府市での調査結果を見ますと、空き家の総数は平成10年が4,260戸、5年後の平成15年が5,480戸、さらに5年後の平成20年が6,740戸と、5年ごとの調査ごとに約1,200戸増加しているところでございますが、この中には当然アパートやマンションなどの空き室なども含まれております。

次に、管理されていない物件については、どのような対応をしているのかとの御質問でございましたが、先ほども申し上げましたように、管理者・所有者が不明な空き家はございません。しかし、管理が不十分な状態で、長く放置されている空き家等につきましては、地元自治会などを通じまして、御相談をお受けすることがございます。ここでは、そうした老朽危険家屋への対応状況についてお答えさせていただきます。

管理が不十分な状態で長く放置されている空き家などにつきましては、不審者の侵入や放火などの防犯上の問題、児童・生徒の育成環境の悪化や青少年非行にかかわる問題、破損物の飛散等による周辺被害など、地球環境にさまざまな悪影響を及ぼすものでありまして、これは全国的な問題として議論されておりますことは、議員、御承知のとおりでござ

います。

この対策につきましては、安全・安心な地域社会づくりの観点からも対応が必要な行政課題であると認識しているところでございますが、対象が私有財産に関することであり、さらに、その発生原因につきましても金銭的な問題、相続の問題、未登記家屋、複雑な所有権、企業倒産など、多種多様な問題が複合している場合が多く、各自治体においてもなかなか効果的な対応策がないというのが実情でございます。

このような状況下、本市におきましては、適切に管理されていない老朽化した危険な家屋が発見された場合には、建築基準法などにに基づき、所有者や家屋管理者に対しまして、適切な安全管理をしていただくよう、文書や口頭により指導を行っております。

こうした指導の結果、解決に至ったものもございますが、中には相続等所有権の問題で、所有者の特定が困難なものや所有者の経済的な理由などから、早期の解決が期待できないものもございます。

これら未解決の案件につきましては、今後も引き続き関係機関や地元自治会と連携を図りながら、粘り強く指導を行い、安全の確保に努めてまいりたいと考えておりますが、こうした空き家等は私的財産であり、本来、その管理責任は所有者や管理者側にあることから、行政が直接是正を行うことは難しく、現在、市長会を通じまして、国や県へも法制面の整備を強くお願いしているところでございます。

今後は、他市の事例も参考にしながら、さらに実効性の高い方策につきましても、調査・研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、教育長、健康福祉部長より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 私のほうから、3点目の犯罪を起こさせないための地域環境・地域保全という点から、子どもたちへの指導はどのようにされているのかとの御質問にお答えいたします。

議員御指摘の安全管理が徹底されていない建物等は、子どもたちにとって危険な場所であり、また、火遊びや喫煙など、問題行動の温床となることも予想されます。各学校では学級での指導や全校集会の時間に、これら空き家だけでなく作業場、ため池、砂山等の危険箇所には立ち入らないよう平素から指導しております。

また、地域や保護者の皆さんの協力を得て、校区内の危険箇所を地図に記載した安全マップを作成して、全教職員が危険箇所を把握・確認するとともに、定期的に校区内を巡回

するなどして、子どもたちの安全を守っています。

防府市教育委員会といたしましては、これからも子どもたちの安全を守るために、引き続き地域や家庭の皆さんの協力を得ながら、今後も各学校での安全指導の徹底を図ってまいりたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 9番、山田議員。

○9番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございました。

今、市長のほうも言われたように、空き家に対しては所有者の方がいらっしゃいますのでなかなか難しいとは思いますが、空き家に対しては本当、所有者の合意がなければ、私有地なものですから木を切ることもできませんし、私有地の中で強風が吹いたときに散乱しそうな物を勝手に撤去するわけにもいきません。だからいろんな問題が発生するわけですが、現状で、周囲の住民の皆様の苦情が実際どれぐらいあるのか把握していれば教えていただきたい。

先ほど、市長の答弁でございましたけど、その苦情に対して、文書や口頭で地権者の方に言うておられるというようなことも言いましたけど、その辺の詳しい内容がわかれば教えていただけますか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、私のほうから老朽危険家屋についてのことにつきまして答弁させていただきます。

老朽対応件数でございますが、平成16年度から平成22年度までの7年間におきまして、地元の方や市のパトロール等で老朽家屋と認定いたしました件数が52件ございます。

そのうち、先ほども市長の答弁で申し上げましたように、文書や口頭での指導ということで、そのうち32件につきましては解体撤去が行われ、解決に至っております。

以上が老朽対応の実情でございます。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 私のほうからは、市政なんでも相談課のほうへ寄せられております、これは老朽家屋も含んでるわけでございますけれども、相談件数を調べておりますので、御報告させていただきます。

平成20年に全部で7件ほどございました。それから、平成21年が24件、平成22年は14件、計45件の相談等を受けているわけでございます。

○議長（行重 延昭君） 9番、山田議員。

○9番（山田 耕治君） 現在45件ですか。52件から改善が32件ということで、まだ20件も問題解決されてない物件があるということでした。

1月の22日だったと思いますが、NHKの特集番組で、都会の一等地での異変ということで、東京の空き家の数が10年間で40%も増加して、その増加している空き家の中で、長期間放置され、地域住民の迷惑になっている空き家も増えているとのことで、番組ではごみの不法投棄や老朽化による倒壊、または放火され、周囲の家に燃え広がるという被害が起きてる中、一体家主はどこに行ったのか、消えた家主を追えというような内容でございました。

番組を見る中で、玄関のドアノブも葉っぱに隠れて見えないような空き家や、ごみを不法投棄され、ごみの山になっている空き家も紹介されておりました。近くの住民の方は、たまに塀に上ってくる不審な人を見かけたり、ごみの悪臭や、塀からはみ出た木の枯れ葉が道へ散乱して困り、または不審者による放火の恐れ等、不安を抱いております。

中でも怖いのが火事でございます。昨年、港区で住宅、店舗など13棟が消失した火災の原因は、空き家への放火で、2日前に空き家の放火を心配した住民が警察へパトロールを要請した矢先のことだったそうでございます。

そこで、消防長へお伺いいたします。防府市の建物や住宅で、火災報告がメールサービスで頻繁に入ってきておりますが、空き店舗や空き家での火災はどのような推移になっておるのか。また、これが放火等の疑いがある原因がわからない火災があるのか、わかる範囲で結構でございます。教えていただけますか。

○議長（行重 延昭君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） 空き店舗や空き家等の火災状況についてお答えいたします。

空き家等の火災発生状況についてでございますが、平成13年から平成22年までの過去10年間の間に6件の火災が発生しております。出火原因についてでございますが、平成13年に1件、子どもの火遊びがございました。5件につきましては、放火、あるいは放火の疑いとなっております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 9番、山田議員。

○9番（山田 耕治君） ありがとうございます。

その原因もしっかりと、また、先ほども教育長から御答弁されましたけど、そういう状況を子どもたちも含めて、しっかり学習の中で教えていただきたいというふうに思います。

先ほど安全マップの話がありましたが、大変私はいいことだと思います。やはり地域の方を巻き込んで、そういう危険な箇所、作業所も含めた危険な箇所等を子どもたちのほうと一緒に安全マップをつくりながら、危険箇所ということで、子どもたちに教育を行って

いただきたいというふうに思います。

このような状況の中で、空き家の情報を提供している、難しい案件ではございますが、自治体も多く実はございます。防府市と姉妹都市であります広島県安芸高田市の例を挙げますと、田舎暮らしを希望される方からの問い合わせの多い空き家の情報を市のホームページに記載し、定住対策の一環として取り組んでおられます。

また、空き家の貸し付けや売却をされたい方に対しても、ホームページで利用希望者に情報を提供するというお手伝いをされております。もちろんこれは市の空き家情報バンクへの登録が必要でございます。しかしながら、私は大変これはいいことだと思います。この取り組みにより、防府市の空き家に対する認識度が少しでも向上してもらったら、また倒壊、火災等、治安悪化への対策へ結びつく糸口にはなるのではないのでしょうか。空き家情報や貸し付けや売却をされたい方への情報を市のホームページに載せる取り組みに対して、執行部はどのようにお考えか。実は、山口県の中では5市3町、ホームページで情報公開や登録制度をもう既に行っております。御所見をお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） ただいま議員のほうからお話しがございました空き家対策でございます。いわゆる空き家バンクと称するものでございますが、これは、今、るる御説明がありましたように、自治体が主となりまして空き家の情報を収集し、外部に提供するシステムでございます。そうした中で所有者と入居希望者の方が互いに紹介をすることで、その後交渉、あるいは契約をされるということでございます。

現在、実施している自治体の多くは、その目的を一つの定住促進というふうな形で位置づけておられまして、その情報提供の手段といたしましては、インターネットを広く使っていると思います。

本市におきましては、このいわゆる空き家バンクという制度は設けてはおりませんけれども、U J I ターンの促進のために市のホームページ上に防府U J I ターン情報のページを設けておられまして、ここに定住促進のためのいろんな情報といいますか、そういったものを提供してるわけでございます。

その中で、そのホームページから、社団法人の山口県宅地建物取引業協会防府支部、こちらの物件検索のページに接続いたしまして、物件検索が容易にできるようにいたしております。ほかの自治体におけるいわゆる空き家バンクでは、実態を聞いてみますところ、提供可能な物件の確保が難しい、あるいはまた物件が契約に至るまでになかなか数がいけないといったような課題もあるというふうに聞いておられまして、本市におきましては、現在のところ、この空き家バンク制度を設けることは考えておりませんが、今後の動

向というものは注視していかなければならないと考えております。

○議長（行重 延昭君） 9番、山田議員。

○9番（山田 耕治君） 確かに、取り組んでおられるところは過疎化が進んだところが多いのは多いんですけど、そうは言いましても、周南市さんも実はやっておられますし、だからそれ一概に、空き家というところを考えたときに、今後、どうしていくんかというのを私はしっかり考えていただきたいというふうに思います。そのためには、ホームページでわかるように、ちゃんと一番初めの場面にそのことをうたうぐらいの、提示するぐらいのことをやっていただきたいというふうに思います。

一つ御紹介させていただきますが、空き家対策の取り組みで、大分市など全国7市で構成する協議会が国に対して活性化策で空き家のことについて提案をされています。高度成長期に建設された郊外型団地は、高齢化等が進み、空き家が増えている。この団地内の空き家に子育て世帯の住みかえを支援できないかということでございました。

郊外型団地は子育て環境に恵まれている。ですから、その団地の中の空き家に住みやすくするために、希望する世帯に対して、国と市で一定割合の家賃補助を提案の一つに上げております。

住民アンケート調査で、若い世代の入居を希望する声も多いことと、空き家の所有者が積極的に賃貸に出す動機づけにもなり、空き家の解消にもつながると言っておられます。

また、北海道の旭川市でも郊外の一戸建て住宅に住まわれているお年寄りに対し、市の中心へ転居することを促して、これによって空き家となる郊外住宅を子育ての若い世代などに紹介する、賃貸売却あっせん事業に乗り出すとのことでした。

先ほど来からありました他市の取り組みも十分に参考にされて、今後の計画に盛り込んでいただきたいということを御要望しておきます。大きな空き店舗もそうですが、特に個人が使用する家屋等、本来は先ほど市長も言われましたように、所有者が管理するという、いわゆる義務があると個人的に思うわけです。個人情報等の関係もあり、なかなか周囲の住民の方が満足するような結果につながっていないのが実は現状でございまして、私も以前この空き家の件で御負託を受けて調べたことがございます。

物件の登記上、所有者が既に死亡されている場合や、相続人が行方不明であるときは、大変難しい案件になるわけです。弁護士にお願いし、訴訟を起こすことも一つの手段でしょうが、訴訟を起こす場合は利害関係のない人がすることが条件になっております。果たして利害関係のない人が訴訟を起こすでしょうか。ですから、周囲の住民から苦情があっても、建物の所有者が見つかったとして、現状を伝えるだけで終わり、空き家の所有者が見つからない場合や所有者がほっとってくれと無視される場合は、苦情の処理は対応でき



ないということになります。

自治体がどのように取り組むべきか。また、どの部署が担当するか等、まだまだ課題が多い中ですが、一つ御提案ですが、防府市の空き家等の適正管理条例を制定してみてはいかがと思いますが、いかがでしょう。御所見をお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 空き家等適正管理条例をつくればどうかという御質問でございますが、先ほど市長が壇上で御答弁申し上げましたように、適正に管理されていない老朽化した危険な家屋につきましては、建築基準法に基づいて適正な管理をお願いしております。

本市では、ほかにも土地を含めた建物の管理につきましては、犯罪防止や環境保全、あるいは火災予防の立場から、それぞれの条例で規定しておりまして、適正管理をお願いしておるところでございます。

また、先ほど市長も申しましたように、国、県に対しまして法制面の整備を市長会を通じてお願いしておるということでございます。この動向に注意しながら、また空き家の利活用の施策等もでございます。問題が非常に多岐にわたります。今、議員もおっしゃいましたように、どこのセクションがどういうふうにするのかという問題もでございます。担当が複数の課にまたがりますが、他市の事例等を参考にしながら、調査・研究を進めてまいりたいと考えておりますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 9番、山田議員。

○9番（山田 耕治君） だからこそ条例をつくっていただきたいんですが、生活環境の保全と防犯のまちづくりを推進して、市民の安全・安心な生活を確保するという目的に、所沢市さんでは、空き家等の適正管理に関する条例を制定しております。また、ふじみ野市さんでも平成23年、この4月からですが、同条例施行に向けて施行規則を定めて実施するようです。市では空き家問題についての窓口を一本化し、防犯、火災予防、環境についてなどの面で、早急に改善が必要な市内の放置された空き家をなくすという基本理念のもと、条例を施行するとのことなんです。

主な条例で、安心・安全なまちづくりをするために、空き家等の所有者が適切に管理する責務や、市としての調査、指導、助言、勧告、命令等について定め、改善の命令に従わない所有者等の氏名などを公表できる規定を盛り込んだ内容になってございます。市長、どうでしょう、今の状況をどのように受けとめておられるのか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 総務部長なり、生活環境部長なり、答弁がございましたが、議

員のおっしゃることは極めて大切なことではないかと思っ、今、書きとめていたところ  
でございますが、空き家バンク、あるいは賃貸、売却あっせん、あるいは他市からの定住  
促進、あるいは子育て真っ最中の方々への子育て支援、あるいは独居、おひとり、年と  
ってお住まいになっ、おられる方々への対策等々、総合的な観点から、もう少し市として  
積極的に取り組んでいく必要を私は感じておりますので、これを指示をしてまいりたいと  
思います。

そして、その過程において、必要ならば、適正管理条例というものも議会で御審議もい  
ただかねばならないと、このように感じているところでございますので、いましばらく時  
間をちょうだいしたい。せっかく5年ごとの国勢調査においても、177減という極めて  
少ない状態で、今、防府市がきておりますので、こういう、いい状況のうちに、早目に  
いろいろな対策を立てなければいけない、後手に回っ、はいけないと思っ、おる  
急がせたいと思っ、います。よろしくお願っ、いたします。

○議長（行重 延昭君） 9番、山田議員。

○9番（山田 耕治君） ありがとうございます。

ぜひ、本当に真剣に考えていただきたいということを要望しておきます。

先ほど建築の話もありましたけど、平成23年度、ことしの4月から我が市も特定行政  
庁への移行になります。建築基準法第1章の総則でございますが、土木建設部長はもう御  
存じと思っ、いますので、あえて問っ、ませんが、保安上危険な建物等に対する措置という目的  
で、第10条がございます。特定行政庁は、「損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま  
放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める  
場合においては、当該建築物の除却、修繕等、保安上又は衛生上必要な措置をとることを  
勧告することができる」というふうでございます。やはりしっ、かり条例をつくっ、って  
いて、こういうところにもしっ、かりリンクさせていただきたいというふう  
に思っ、います。市長はじめ、前向きな御答弁がございましたので、この項は終わります。

○議長（行重 延昭君） 次の項について答弁をお願いします。健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） ひきこもり支援事業についてでございますが、3つの  
御質問すべてが関連しておりますので、まっ、とめてお答っ、えいたします。

最初に、ひきこもりの現状ですが、事案上、調査は極めて難しく、本市での人数は把握  
できておりませんが、平成22年の内閣府の推計によりますと、ひきこもりは全国で  
70万人、その予備軍は155万人と報告されております。

次に、ひきこもりへの対応でございますが、県では、山口県精神保健福祉センターや各  
健康福祉センターにひきこもり支援センターを開設され、電話や訪問などを通じて各種相

談に応じておられます。あわせて御家族の負担が軽減できますよう、家族教室や家族会を開催され、基本的な知識の普及を図られますとともに、家族同士の交流にも努めておられます。

また、本市におきましては、保健センターをはじめそれぞれの部署で個別に相談に応じており、必要なときには県とも連携し、カウンセリングの相談窓口や専門医療機関を紹介するなどの体制をとっているところでございます。

続きまして、昨年7月に設置いただきました「防府市うつ病・自殺予防対策庁内連絡会議」でございますが、関係課長による連絡会議を2回、実務者会議を1回開催し、本市の自殺の現状を確認し、その対策などを協議いたしました。

本市としての具体的な取り組みとしましては、ひきこもりだけに限定しておりませんが、まず昨年9月に、「みんなで守ろう心と命」と題しまして、市民の皆様を対象に、専門医師の講演会と保健師による「心の悩み相談会」を開催いたしました。

また、本年2月には、防府医師会、山口健康福祉センター防府支所、本市の三者が共同して、かかりつけ医、産業医、保健師等の合同研修会を開催しております。研修会の中で、精神科の医師から、「うつ病の理解と対応」について講演をうかがい、関係機関の連携の重要性をそれぞれの立場で改めて確認したところでございます。

次に、ひきこもりについて今後の対応方針ですが、ひきこもりは病気、不登校、就職、人間関係など、それに至る原因と経過が複雑かつ多様でありますことから、支援の基本は、本人の思いを理解しながら、家族、社会が協力し、支えていくことが大切でありますので、今後とも関係課や関係機関と連携を密にし、個別に対応してまいりたいと存じます。

また、議員御指摘のひきこもりの方が支援者などとの活動を通して社会参加への準備を進める場、「居場所」でございますが、現在、山口県精神保健福祉センターで「話そう会」という会が毎月2回、「女の子の会」が月1回開催されています。

安心できるメンバーと自由に過ごすことのできる「居場所」は、人間関係を学べるなど、ひきこもりの方にとって大変有意義であると認識しておりますので、本市といたしましても、他市の情報なども収集し、どのような形で支援していけるか、研究してまいりたいと存じます。

次に、ひきこもりに関する普及啓発活動であります。県ではホームページなどを通じ、正しい知識や対応のポイント、相談場所などを詳細に伝えられています。本市といたしましても、今後、県とも連携を図りながら、市広報、市ホームページなどを活用し、啓発に努めてまいりたいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 9番、山田議員。

○9番（山田 耕治君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、本市のひきこもり支援事業について再質問させていただきますが、山口県で平成21年7月からひきこもり地域支援センターが設置されております。県内に10カ所、防府市は精神保健福祉センター、心の電話相談です。あと山口健康福祉センター防府支所がございます。

このセンターでは、先ほども御説明ありましたように、家族教室の普及、家族会、本人の会の育成ですね。普及啓発のための講演開催等を行っておりますが、これホームページで見ますと、社会参加を支援する団体との連携など、ひきこもり対策を進めてきましたとありますが、先ほどの話、ちょっと私が聞き漏らしたかもしれないんですが、普及を推進してきた結果というのは、状況的にはどういうふうになっておるのか、教えていただきたいと思うのですが。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 他と連携の結果と申しますか、まず今、私、用意しておりますのが、健康福祉センター等々でいろんな活動をされておりますが、そこでの相談件数等を調べております。

相談件数ですけれども、県全体で見ますと、平成16年度は延べ133人でありましたが、年々増加しております。平成21年度には203人となっております。このように相談が増加しているということは、広く県のほうで相談窓口を周知したことによる成果ではないかというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 9番、山田議員。

○9番（山田 耕治君） ありがとうございます。

なかなかひきこもりというのは本当奥が深くて、なかなかまた難しいというところも、私もよく調べた結果ですが、存じております。やはりここら辺との連携を本当に県が何人とかいうんじゃなくて、市として、じゃあ、どうなのって、何人ぐらいというのは、やはりしっかり把握していただきたいなというふうなのを申し述べておきます。

確かに相談会、先ほどありましたけど、話そう会、女の子の会ですか、行われているようでございます。ただこれは居場所づくりには私はならないと思うんです。その会を何月の何日にやります。じゃ、集まってくださいといって、それは確かにいいことですよ、確かにいいことですが、本当のひきこもりの方が自由な時間に出ておいでというようなのが、私は居場所づくりだと思うんです。実際、そういう場がこの防府市の中であるのか、ないのか、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 現在のところ、そういう場は設定しておりません。

○議長（行重 延昭君） 9番、山田議員。

○9番（山田 耕治君） そこはやっぱり居場所づくりというところは、そういう研修会とか、そういう会というところじゃなくて、本当に真剣に、ひきこもりになった方のことを考えたら、私は取り組むべきじゃないかな、ちょっと考えておかなければいけないことだなというふうに思いますので。

少し振り返りますが、国も、子ども・若者育成支援推進法を打ち出して、この推進法に基づく大綱として、平成22年7月、子ども・若者ビジョンが取りまとめられました。

本ビジョンは、施策の基本的な方針等を定める中で、教育、福祉、保健、医療、矯正、雇用等ですね、社会の保護、あらゆる分野にわたり、関係する国・地方公共団体の機関、民間団体等で緊密に連携をとりながら、全力で取り組んでいくこととしております。

立ち上げられた協議会の中で、先ほど言いました普及活動もそうですけど、居場所づくりですよ。相談窓口等の強化、これを具体的に、今後、どのようにして取り組むべきなのか、協議会も2回ほどですか、もう話し合われとるみたいなんですけど、具体的に、その辺の状況を教えていただきたいと思うんですが。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 先ほど申し上げましたけども、去年の4月につくりました協議会が、自殺とうつ病についての一応協議会ということになっておりまして、ひきこもりは全然関係ないということではないんですけども、ひきこもりに特化した協議会ではございません。

その去年からの活動ですけども、うつ病、自殺について、いろいろな課の状況を聞きながら、平成23年度はどういう事業をやっていくか云々等を話し合っ、23年度につきましては、ゲートキーパー、いわゆる自殺の防止に対する相談機能の充実というふうな格好でやっていこうというようなことを話し合ってきたわけです。

ひきこもりにつきましては、多少その要件が違うもので、この協議会につきまして、今の部内でどうしたものかと、この今の現在の協議会の中に組み込むのがいいのか、あるいは別に、ひきこもりに特化した協議会をつくるのがいいのか、今、研究中でございます。ちょっと今の中に組み込むのは、担当としては難しいのではないかという話もあります。もう少し時間をいただいて、協議会のほうの、どうして進めていくかというのをもう少し検討させていただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 9番、山田議員。

○9番（山田 耕治君） 今、部長おっしゃったように、私も実は今の中では難しいんじ

やないかというふうに思っております。ぜひ、御要望の中ですけど、検討委員会を私は立ち上げていただきたいなというふうに思いますので、そこを御要望しておきます。

教育委員会にお尋ねいたします。

ひきこもりと関係が深いと言われる登校拒否ですが、中学校までの児童・生徒、登校拒否の状況を教えていただきたいと思いますが、以前、同僚議員の一般質問で、平成13年をピークに平成17年までは減ってきているが、18年からは増加しています。平成19年では、小学校で36名、中学校で98名の134名が何らかの原因で不登校となっていると聞きましたが、現在の人数と推移はどのようになっておるのか。また現在、防府市教育委員会学校教育課で相談機関となっており、取り組んでおられる不登校児童・生徒適応指導教室、いわゆるオアシス教室でございますが、この生徒の生徒数の推移とこの教室から復帰されるお子さんは一体どれぐらいの割合でおられるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、不登校児童・生徒、19年までは今、議員御指摘されましたので、20年以降ということでお答えしたいと思います。

まず、不登校児童・生徒の定義ですが、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくても登校できない状況にあつて、年間を通して30日以上欠席している児童・生徒のことを言います。

まず、20年度以降なんですけど、20年度は小学校35人、中学校98人、合計133人、21年は小学校47人、中学校108人で合計155人と増えておりますが、今年度は、現在の時点で小学校24人、中学校82人で合計106人と減少してまいりました。

これは、今年度、防府市教育委員会が不登校対策を本市の重点課題として位置づけまして、スクールカウンセラーを学校に派遣して、教職員とともに、児童・生徒の心のケアを行ったり、教育相談担当教職員の資質向上を図るための研修を実施したりするなど、学校を積極的に支援した成果だと認識しております。

また、不登校児童・生徒の学習を保障するために、来年度は不登校児童・生徒の自宅を訪問して、学習支援を行う在宅学習指導員を配置する予定にしており、不登校対策をさらに強化していきたいと考えております。

もう1件は、通級指導教室、オアシス教室の状況についてですが、まず、平成19年には19人、平成20年には15人、そして21年度は22人の児童・生徒が在籍しまして、毎年20人程度、通室しております。

続きまして、オアシス教室から学校へ復帰する児童・生徒の数でございますが、平成19年度が10人、平成20年度が1人、平成21年度は9人ございました。御指摘の数は一応そのような状況になっております。

○議長（行重 延昭君） 9番、山田議員。

○9番（山田 耕治君） ありがとうございます。

なかなか、復帰される生徒も半分以下ということで、なかなか難しいかな……。

実は、このオアシス教室というのは、費用が、かかるんですか。現行の何か補助が出るとかいうのはあるんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） これは各学校で行います教育相談によりまして、学校にはどうしても授業に出られない、別室登校もなかなか難しいといった、そうした子どもにオアシス教室での指導ということになります。特別な予算ではなくて、いわゆる個々で指導しております不登校児童・生徒専任指導員というのが現在3名ほどおります。来年度も一応3名ということで、予算としては、そのものに500万円少しの予算を一応来年度はつけております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 9番、山田議員。

○9番（山田 耕治君） 不登校のオアシスに通われる人の予算というか、お金を払わなければいけないものかということだったんですが、ある市のフリースクールでは、年間で50数万円の費用がかかっておるとのことでした。

実は、その学校でのお金と、またそのフリースクールでのお金というのが払えず、またひきこもりの生活に戻っておられるお子さんもおられるみたいです。そこら辺もしっかり考えていただきたいということを御要望しておきます、時間がありませんので。

先月初めに、愛知県の東海市さんへ、ひきこもり支援事業についてお話を聞きに行きました。ひきこもり支援事業は、平成16年から社会福祉協議会が啓発・相談事業を始めたのが契機で、もともとの社会福祉協議会の事業に対し、市として平成19年よりひきこもり支援検討委員会を設置し、市の事業として位置づけして、社会福祉協議会の委託事業としたとのことでした。

ひきこもりについては、さまざまな推測データが出ていて、内閣府のあるデータでは、全国で80万人から120万人と言われるが、ひきこもりの人数の調査は難しい、果たして市で取り組む事業なのか。また、当時は法的な位置づけもつかめていない中、検討委員会での検討をしたとのことでした。

委託を受けた社会福祉協議会のセンター長さんは、難しい取り組みですが、「居場所」や「場」があることが、ひきこもりの本人や家族には大切なことで、地道に努力している。また、家族との交流会も2カ月に1回だったものが、現在は1カ月に1回の割合で行っていると、詳しく、そして熱く語っていただきました。

社会福祉協議会の委託事業へ、市は平成21年度整備経費を約900万円、平成21年度は運営費で約2,300万円を充てています。啓発活動や相談窓口、居場所づくり等、問題あるでしょうが、ソフト面の事業の重要性も改めて感じたわけです。アウトプットが出にくい事業もあると思います。ですが、幅広い視野での人に優しいまちにするために、ぜひ広報での啓発もしっかりとしていただいて、ひきこもりの単独検討委員会の立ち上げや、現在の協議会の強化促進を図っていただくことを要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で9番、山田議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） 次は、13番、藤本議員。

〔13番 藤本 和久君 登壇〕

○13番（藤本 和久君） 民主連合の会の藤本です。通告に従い質問をします。

最初に、林業振興について質問をします。

実は、私のような素人が林業振興について質問するのはいかなものかと悩みました。私がまだ小学生のころ、農閑期に、今は亡き父に連れられて、よく奥山に行きました。父の仕事は自然林を伐採することでした。伐採した木を適当な長さに切ることと、それを家まで運ぶのが私の手伝いでした。今思えば、国策として昭和20年代から30年代にかけて行った人工林の整備は余りよくない施策だったと思います。わからなかったとはいえ、その施策の片棒をかついだことは事実で、その責任の一端から質問をさせていただきます。

防府市森林整備計画書によりますと、本市の民有林は、9,730ヘクタール、そのうち人工林は2,965ヘクタールとなっています。人工林を齢級別面積で見ると、素材生産が可能な9齢級以上が1,469ヘクタールあります。何と人工林の約50%に相当する木材が主伐期を迎えています。にもかかわらず、本市の素材生産はゼロで、本当にもったいないなと思います。

半世紀前に先人たちは、将来の木材資源を確保するために、大変な苦勞をして杉やヒノキを植栽しました。余りよくない施策だったにせよ、結果として木材資源が身近にあるわけで、これをどう扱うかは慎重に検討すべきだと思います。

費用対効果を検証し、場合によっては生産を断念する苦渋の決断もしなければならない



かもしれません。林家はそんなことは百も承知、素人のおまえに何がわかるかとしかられそうですが、何点か質問をさせていただきます。

まず、木材生産について伺います。

1点目ですが、木材の生産について、担当行政機関は林家や森林組合とどのような話し合いをしていらっしゃるのでしょうか。

2点目ですが、9齢級を超えた人工林が1,469ヘクタールありますが、ここに眠っている木材資源はどのくらいと試算していますか。量と金額でお答えください。また、この中で生産可能な木材資源はどのくらいと試算していますか、量と金額でお答えください。あわせて、生産計画を聞かせてください。

3点目ですが、生産が難しい人工林は今後どうするのか、生産を断念するのかを含め、行政の基本的な考えを聞かせてください。

4点目ですが、保育期にある人工林は枝打ち、間伐等の保育が必要ですが、計画どおりに行われていないと思います。今後の計画について聞かせてください。

続いて、木材の需要拡大について伺います。公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が平成22年10月1日に施行となりました。この法律の主目的は木材の需要を拡大することによって林業の活性化を図ろうとするものと、私は理解しています。この法律を受け、本市が整備する公共建築物における木材の利用について、どのようなお考えをお持ちなのか伺います。

最後に、森林の適正な整備について伺います。森林は木材の生産以外にも野生動物の成育、治山、治水、水源涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止等、多面的な機能を有しています。これらの機能には、相反する施策が必要になるものもあり、適正なバランスを保ちながら森林を整備することが大切だと思います。木材の生産は林道が整備された人工林で野生動物の生育地は木の実のなる広葉樹林として、水源となるところや災害危険箇所は広葉樹林として整備すべきだと思います。

本市の自然林と人工林の割合は7対3と、比較的自然林の比率が高くなっています。最適な比率は幾らなのかわかりませんが、個人的には本市の比率はいいのではないかと思います。したがって、これ以上の針葉樹の造林計画は不要で、現在の人工林面積で生産計画をきっちり策定すれば十分だと考えます。林家や森林組合の考えもあるかと思いますが、本市の森林の適正な整備について、どのように考えられているのか聞かせてください。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 13番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず最初に、森林法の改正に関して御説明させていただきます。農林水産大臣を本部長とする「森林・林業再生プラン推進本部」の検討委員会の報告によりますと、これまでの森林・林業政策は、森林造成に主眼が置かれ、持続的な森林経営を構築するビジョン、そのために必要な有効性のある施策、体制をつくらないまま間伐等の森林整備に広く支援してきた結果、施業集約化や路網整備、機械化のおくれ、脆弱な木材供給体制、森林所有者の林業への関心の低下という悪循環に陥っている状況であると結論づけられております。

そのため、森林・林業に関する施策、制度、体制について、抜本的に見直すとともに、新たな森林・林業施策を構築することが必要でありますことから、適切な森林施業が確実に行われる仕組み、広範に低コスト作業システムを連立する条件の整備、担い手となる林業事業体や人材の育成、国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大などを図ることを段階的、有機的に推進することとされております。

このようなことから、平成21年12月に公表されました「森林・林業再生プラン」を着実に推進し、目指すべき姿である10年後の木材自給率50%以上の実現に向けて、森林法改正法案が今通常国会で審議を経て成立した後、平成24年4月の施行が予定されているところでございます。

こういった状況の中、森林・林業における施策がどのように展開されるのか、いまだ明確に判断できない段階ではございますが、本市の現状に沿って、議員の御質問にお答えをいたします。

まず、木材の生産についてお答えします。

1点目の林家や森林組合とどのような話し合いをしているのかとのお尋ねでございましたが、防府市内の林家の保有林面積は、面積5ヘクタール未満の規模の零細なものが約90%を占めておりまして、個人個人において森林を維持・管理していくことは、経済的な面からも困難な状況にございます。

そのため保有林における間伐等の促進について、森林施業の集約化を進めていくため、森林組合が地元に出向き、座談会を実施しておられます。その際に、本市の担当者もオブザーバーとして参加しまして、森林所有者間の連携を深めるとともに、今後の造林、保育、間伐等の森林施業の計画的な推進、森林整備に関する補助事業の活用などについて御説明し、また御相談にも応じているところでございます。

2点目の人工林の資源量に関する御質問でございましたが、本市の森林における9齢級を超えた木材資源につきましても、スギでは材積約31万2,000立方メートル、金額にして約43億4,000万円、ヒノキは約2万6,000立方メートル、約5億2,

000万円と推計しております。

これらの人工林につきましては、現行の防府市森林整備計画では、水と緑をはぐくむ森林、いわゆる「水土保持林」として位置づけられた区域のものでございまして、間伐であれば、間伐本数率では20%程度を標準として、長伐期施業を理想と考えておりまして、また皆伐であれば主伐期であっても小面積で分散させることとしております。

また、生産可能な木材資源につきましては、林道や作業道の整備が生産での不可欠な条件でありますことから、現状では先ほど御説明いたしました資源量の約2割程度と考えております。

3点目の生産が難しい人工林の今後につきましては、林道や作業道等の作業路網を整備することにより、低コスト森林施業を可能とするものでございますが、森林法の改正による補助事業の見直し等の動向を見据えながら、研究していくことが今後の課題となっております。

4点目の保育期にある人工林につきましては、間伐、枝打ちを重点目標として施業が行われるように、引き続き指導してまいります。また、現行の防府市造林事業補助金交付要綱における補助対象は、造林事業のみといたしておりますが、今後、保育全般についての補助が可能となるよう見直していくことも必要と考えております。

続きまして、木材の需要拡大についての御質問にお答えいたします。

本市におきましては、これまでも国内産、あるいは地域産の木材利用を図るため、公共施設の木造化・木質化を推進しているところでございます。平成15年度には小野小学校の校舎や屋内運動場の内装材や外壁等に県産木材を使用しまして、各方面から、木の香りがすることで、自然が身近に感じられると、大変好評を得ているところでございます。

これを受けまして、平成17年度から桑山中学校、佐波小学校、大道小学校及び華西中学校の屋内運動場につきましても、内装材等に木材を使用して、順次整備をしてまいりました。平成21年度にも防府市まちなちの駅うめてらすを木造で建設するなど、公共建築物の木造化、木質化による木材の利用に努めているところでございます。

しかし、本市の公共及び公共用の施設全体の木材建築物の割合は、平成21年度末の床面積ベースでわずか約2.5%と、低い水準となっております。

こういった中、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が、国内で生産された木材の適切な供給及び利用の確保を通じて、林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備を促進することを目的として、平成22年10月1日に施行されたところでございます。

議員、御質問の本市の公共建築物における木材の利用につきましては、国の定めた「公

共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」に即して、建築基準法、その他の法令に基づく基準や、その公共建築物に係る関係省庁の方針などを勘案しつつ、これまで以上に木造化を図ってまいりたいと考えておりました。平成23年度には老朽化した宮市保育所園舎の改築を「公共建築物等木材利用法」の趣旨に沿って、木造建築とすることといたしております。

なお、本市の公共建築物における木材の利用の目標などの方針は、都道府県の方針に即して定めることとされておりまして、山口県におきましても現在、検討協議中でありまして、平成23年度中に策定の予定とお聞きしておりますので、山口県の方針が策定された後、その方針に沿って検討していきたいと考えております。

最後に、森林の持つ多面的な機能を保つための適正な森林整備についての御質問にお答えいたします。

現行の防府市森林整備計画では、国が示す森林の3機能区分、すなわち水と緑をはぐくむ森林としての「水土保持林」、自然を守る森林、生活環境を支える森林としての「森林と人との共生林」、循環利用する森林としての「資源の循環利用林」のうち、「水土保持林」と「森林と人との共生林」の2機能区分を、本市の森林の重視すべき機能とした森林整備の区域として定めております。

そのため、人工林におきましても、間伐に伴い、広葉樹を植栽することによる複層林の育成、天然林におきましても、有用広葉樹の更新を図ることとしております。しかし、国の「森林・林業再生プラン」に基づく、森林法改正による本市の森林整備計画の今後の見通しでは、これら3機能区分に変えて、新たに森林が有する機能として、水源涵養、山地災害防止・土壌保全、快適環境、保健・レクリエーション、文化、物質生産、希少野生動物の生息・生育地保全などを明示し、国、県が例示したそれぞれの機能ごとの望ましい森林の姿と施業方法を参考に、本市が地域の意見を反映し、主体的に森林の区分を行うことを予定しております。

また、この森林整備計画につきましては、森林所有者等に対する森林施業上の規範である主伐、間伐、保育などの基準を示すとともに、県の計画に掲載の林道を含めた路網ネットワークの全体像が明らかになるように工夫し、生物多様性保全のための施業上の留意点をも記載することとされておりまして、その内容につきましては、森林・林業関係者をはじめ、一般市民の森林づくりへの理解と協力を得るため、わかりやすく示す必要がございます。

さらに計画の策定に当たりましては、森林所有者、森林組合等の林業関係者、NPOを含めた合意形成の手続の明確化を図り、地域の関係者との協働により推進すること

とされております。

今後、これらさまざまな課題を克服しながら、本市の森林整備計画を見直すとともに、防府市有林における森林施業につきましても、民有林の施業との連携も考慮しつつ、森林の有する多面的な機能を維持するために、円滑な森林整備を推進し、ふるさとの山の再生に取り組んでいく所存でございますので、今後とも御協力をお願いいたします。

長くなりましたが、以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 13番、藤本議員。

○13番（藤本 和久君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。

森林法の改正について御説明がありましたけども、実は私、これを余り知らなくて質問書を出した、ちょっと早かったかなというふうに思いました。

つきまして、1点目の木材の生産については、この森林法の改正が、施行が平成24年と今、伺いましたので、それ以降に改めて質問をさせていただきたいということにします。

需要の拡大について再質問をさせていただきたいと思います。

この法律で言う木材の利用とは、御存じとは思いますが、建築材料だけではなく、工作物の資材、例えばガードレール、こんなものもつくれるわけです。それから、製品の原材料、パルプとか、それからバイオのプラスチックなんかもこれに当たると思います。それから、エネルギー源、こういったものも木材の利用というふうになっておりますので、広範囲で利用促進を図っていただきたいと思います。国は財政上及び金融上の措置を講ずると。

それから、木材は火災に弱いんですけども、建築基準法の見直しも行うというふうになっておりますので、国の動向を注視していく必要があるというふうに思います。

そこで市町村の方針ですが、法律では先ほど言われましたが、努力義務なんですね、市町村は。御答弁では、県の方針を受けて策定するという答弁ですが、やはりここらに中央集権の考え方が残っておるなというふうに私は思います。もう地方分権、地方主権ですから、同時進行、もしくは防府市が先行してもいいと思いますので、県の動向を待たずして、策定に取りかかっていたらいいというふうに思いますが、何かコメントがあれば。なければ次、行きますが、ありますか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 防府市の方針といたしましては、公共建築物等木材利用法第9条第1項の規定によりまして、県の方針に則して定めることができるとされるとともに、森林法に基づく森林計画に則した森林の適正な整備の推進等にも留意して定める必要があります。したがって、今、議員御指摘がありましたけども、本市の公共施設

におきましては、今後とも各分野ごとの方針等に基づき、木造化、木質化を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 13番、藤本議員。

○13番（藤本 和久君） 先行してつくっていただきたいということを要望しておきます。

先ほど御答弁がありました。宮市保育所の改築事業ですけれども、これ実は、山本議員が平成20年の12月議会で当保育所の老朽化を指摘されました。私たち会派も直ちに当保育所を見学に行きました。指摘のとおり施設で、早急なる対応が必要との共通認識を持ったわけでございます。あれからほんのわずかな期間で、この改築計画が策定されたというのは、本当、正直、驚いております。当局の速さにもまず敬意を表したいと思いますし、あわせて木造建築にされたことにも敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

新年度予算の中に、山頭火ふるさと館整備事業がありますが、当然、私は木造建築になるというふうに思いますが、腹案があれば聞かせてください。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） ただいま産業振興部長が答弁をいたしました。御理解いただけたものと思うんですが、基準を遵守しながらも本市独自の政策をしっかりと打ち出していかなければならないと、そのように強く思っております。

そうした中で、ただいま御指摘の山頭火ふるさと館、あるいは文化機関のような形のものでございますが、あくまでも仮称でございますが、これらの立地につきましては、まさしく協議会からの御提案も、防府天満宮周辺ということで、これは旧山陽道、あるいは萩往還ということにもなる場所でもございますので、それらの景観に十分配慮した形の建物でなくてはならないと、強く私なりに思っております。

したがって、議員御指摘のような形のものになってお示しできるのではないかと、そのようにも感じているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、藤本議員。

○13番（藤本 和久君） よろしくお願いをいたします。

適正な森林整備について伺います。

新年度の市長の施政方針演説で、自然保護対策の推進につきましては、豪雨災害等で荒廃した森林の再生を推進するため、企業等のボランティアと連携した森林整備活動や環境教室の開催等を通じて、森林整備の重要性を啓発してまいりますと述べられております。どのような計画なのか、具体的な計画があれば聞かせてください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをいたします。

企業等のボランティアと連携した森林整備活動につきましては、去る2月17日に株式会社ブリヂストンと山口中央森林組合、そして本市におきまして、「B・フォレスト エコピアの森 防府」森林整備に関する協定を締結いたしました。

この協定によりまして、株式会社ブリヂストン様から森林整備活動の費用を御提供いただき、今後5年間、豪雨災害などで荒廃をいたしました三谷森林公園内の防府市有林6.2ヘクタールございますけれども、これの復興を図るとともに、森林整備に係るボランティア活動や、環境教室の開催などを三者が協働して行うこととしております。

また、本市にとってかけがえのない佐波川の清流を保全するため、平成15年の佐波川流域連携森林整備事業におきまして、ボランティア活動により、佐波川上流域の森林に植栽をいたしました広葉樹の手入れを企業や市民の皆様の参加による森林ボランティア活動により年4回実施しておりますとともに、山林、里山、竹林の整備活動をされている複数のボランティアグループの皆様によりまして、本市の自然環境の保全に御尽力をいただいております。本市といたしましても、その活動に支援をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、藤本議員。

○13番（藤本 和久君） ブリヂストン株式会社にエールを送りたいと思いますし、ともにこのような輪が広がってほしいと思います。

ことしの1月31日の読売新聞ですけれども、林野庁は新年度、国有林を杉の人工林からブナなど、広葉樹の本来の植生に戻す事業を始める。花粉症対策やクマの人里出没対策につなげるねらいがある。群馬県みなかみ町の約2,000ヘクタールの人工林をモデル地域に指定する。スギを根元から伐採し、植林はせずに、自然の力に任せ、ブナやミズナラなどの広葉樹の林に回復するのを待つ、林野庁は植林はせずに、自然の力で広葉樹林に回復するのは実証済みとしており、この事業が順調にいけば全国展開をしていく方針だと、こういう記事を伝えております。スギの生産を断念して、人工林を自然林に戻す動きが既に国のほうから出ております。この事業にもエールを送りたいと思います。

本市も生産が難しい人工林は、このような方法で広葉樹林に戻すのも賢明な方法だと思います。

コメントはないでしょうから、次、行きましょう。

日本熊森協会という自然保護団体があります。年会費6,000円を納める会員が約2万5,000人の巨大な自然保護団体です。私も会員の一人ですし、この議場におられ

る安藤議員もその会員です。

この協会のキャッチフレーズは、「クマたちが棲む豊かな森を次世代へ」でございます。この協会の発足は1997年で、ツキノワグマが惨殺された新聞記事に心を痛めた兵庫県の中學生たちが、このままではツキノワグマが絶滅してしまうとの危機感から立ち上がり、当時担任だった現会長の森山まり子先生は、生徒たちの心に心を打たれて、教職を辞して、この協会を生徒と一緒に設立されました。

この協会の主な事業は、奥山の再生と保全です。人工林を強度の間伐を行い、木の実のなる広葉樹を植栽、また、手つかずの自然林を買い取り、永久保存をしております。今までに約2,000ヘクタールを買い取っています、この協会がですね。話せば長くなりますのでやめますが、クマが人里に出没するのは、奥山にえさとなる木の実がないためです。その原因は言うまでもなく、無計画に奥山の自然林を伐採し、針葉樹の人工林にした昭和20年代から30年代にかけての国策が森林の持つ他面的な機能を低下させたにほかならないからです。

国も先ほど紹介しましたように、人工林を自然に戻す動きを見せています。本市も森のランドデザインを描き、適正な森林整備を推進されることを切に願ひ、私の質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（行重 延昭君） 以上で13番、藤本議員の質問を終わります。

ここでお疲れでございましょうから、10分間休憩をいたします。

午後2時34分 休憩

---

午後2時47分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は、18番、高砂議員。

〔18番 高砂 朋子君 登壇〕

○18番（高砂 朋子君） 公明党の高砂でございます。

それでは、通告に従いまして、大きく2項目にわたって質問をいたします。

第1点目でございます。消費生活対策の推進についてお伺ひいたします。

消費者が安心して、安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保、並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示を行うとして、平成21年9月に消費者庁が発足いたしました。それに伴い、消費者がわかりやすい一元的な相談窓口の設置が各自治体に求められ、緊密な全国ネットワーク構築が重要とされ、各自治体に強化充実さ



れた消費生活センターが設置されました。

我が防府市においても昨年4月に発足し、1年を迎えます。全国的に多発している高齢者をねらった振り込め詐欺や還付金詐欺などの悪質な詐欺事件は後を絶ちません。クレジットや消費者金融の名義貸しによるトラブルも高齢者にも多く発生しており、高齢者被害への対応は急務の課題でございます。

また、長引く不況の中で、いまや全国300万人にも及んでいると言われております多重債務者の問題も深刻化しております。

また、特筆すべきは、近年手口が多様化、巧妙化しているインターネットをめぐる消費者トラブルも急速に増加していることでございます。開いただけで有料サイトにつながったり、1クリックただけで高額な料金を請求される詐欺等でございます。また、有料情報の取得や出会い系サイトに多額なお金をつぎ込むなどの被害も出ているようでございます。いずれの問題も、我が防府市においても多く発生しているのが実態ではないでしょうか。

本年1月26日、防府市メールサービスにて、消費生活センターからのお知らせが入りました。防府市内において、後期高齢者医療制度の被保険者宅に、厚生労働省の職員と名乗る者から還付金があるので、キャッシュカードを渡してほしいという不審な電話が入り、現金をだまし取られる詐欺事件が発生しました。被害に遭わないように、次のことに注意しましょう。キャッシュカードを他人に渡さない、暗証番号は他人に教えない、こういった内容でございました。

また、私どもの家には、昨年、エアメールで、あなたは総額14億円当選の資格者に選ばれました。きょうじゅうにクレジットカードの番号を記入して返送をという、豪華な封書が届いたわけでございます。センターに情報の一つとして封書を届けますと、被害はないものの、市内でもたくさんの方が受け取られているそうでございます。

私どもは以前より、センターの機能充実のために、専門相談員の充実やプライバシーが守れる相談スペースの確保を要望してまいりましたが、この1年間、万全の体制の中で多岐にわたる市民の皆様からの御相談に丁寧に、執念を持って、真心からの対応をしてられました。まずは、心から感謝を申し上げます。

それでは、質問をいたします。まずは、この1年間の相談件数や特筆すべき相談傾向及び関係機関、部署との連携や周知等の取り組みについてお聞かせください。

私どもへも、さまざまな消費生活に対する御相談をいただきますが、特に多重債務の方の背景には、子どもさんがいらっしゃれば養育、教育の問題、高齢者の方がいらっしゃれば介護や医療の問題等が絡んでまいりますし、御自身の健康や雇用、住居の問題に及ぶ

ケースもたくさんございます。

当然のことながら、私どもに対応できることには限界がございますが、問題を抱えていらっしゃる方にとっては、解決できるまでの道筋がつくまで、粘り強く相談に乗ってくださる専門家が必要になります。多様化、増加傾向にある消費生活問題に対応していくためには、専門知識と経験を取得された職員の配置は絶対条件でございます。今後の体制についてお聞かせください。

次に、悪質商法から市民を守るための対策についてお伺いいたします。

悪質商法に限らないのですが、消費者問題に関して私どもがよく耳にいたしますのは、どこに相談していいかわからなかった、相談する勇気がなかったと言われることでございます。1人で悩んでいるうちに問題は大きくなり、取り返しがつかない状況に追い込まれていることが大変多いのが実態です。早期相談、早期解決の重要性を強く感じております。

そこで御提案ですが、注意点や心構え、撃退方法等をまとめたマニュアルと、相談連絡先を記載したマグネットシートを作成し、全戸配布をしてはどうかと思っておりますがいかがでしょうか。市の御見解をお聞かせください。

2点目の御質問でございます。鳥獣被害対策の推進について質問をいたします。

近年、鳥獣による農作物被害は、全国統計で申し上げますと、約200億円で高どまりしているということでございますが、この問題は農作物の金銭的な被害にとどまらず、中山間地域を中心に、営農の断念や耕作放棄地の増加を加速する点が指摘されている状況となっております。また、気象被害と異なり、効果的な対策を打たなければ被害は拡大していくという特徴があるとされています。

このような状況から、平成20年2月に地域の実態に即した抜本的な対策と強化を図るために制定されたのが鳥獣被害防止特措法でございます。我が市もそれに基づき、鳥獣被害防止計画を策定し、平成21年度から3年計画で取り組んでおられます。山口県の発表によるとイノシシが大半を占めますが、平成14年をピークに、その後の被害面積、被害金額ともに減少し、最近では横ばい傾向で推移しているとのことでございます。減少といえども、3億円前後の被害額が毎年出ており、周辺環境に及ぼす影響は次第に深刻化してきております。

私の住んでおります大道でも、中山間地域でお米づくりをしていらっしゃる高齢者の方々から、これ以上イノシシ被害が続くと、農業を続けていけるか不安でならないという声を最近聞きました。

県は人的被害の発生等、野生鳥獣による深刻な農林業被害は、農林業に携わる方々の生産意欲を減退させるなど、地域全体の活力を失わせかねない極めて深刻な問題とし、鳥獣

被害防止対策プロジェクトチームを設置し、緊急的な捕獲の強化、捕獲の担い手の確保、育成等を行うことを発表しております。市として、新年度の取り組みも大変重要となつてまいるのでございます。

そこで2点ほど伺いたします。

野生鳥獣による農林業被害が問題になっておりますが、市における現状についてお聞かせください。

前段申し上げましたように、市においては3年計画で鳥獣被害防止計画を策定され、あと1年を残すところとなりました。近年の気候の変動、経済の悪化、高齢化等の問題は加速しており、その環境下でなかなか計画どおりに進めることは難しいと考えますが、市における被害状況、従来より講じてこられた防止対策、その課題等をお聞かせください。

次でございますが、農水省では、平成23年度より鳥獣被害対策を緊急的に強化するとしております。この事業を積極的に活用すべきだと思いますが、市の取り組みを具体的にお聞かせください。

その中でも、1、進入防止柵等の設置に対する支援について、市としてはどのように対応されていくのかお聞かせいただければと思います。

2点目としては、ソフト面からの支援も必要だと思いますが、地域ぐるみの被害防止活動の支援については、どのようにお考えでしょうか。

3点目として、農家や市民の皆様に対しての情報提供についてですが、呉市のホームページを拝見して感じたことを先に申し上げますと、イノシシコールと題し、担当の電話番号が紹介されており、イノシシに対する注意事項や防護柵の補助金制度のことなどがわかりやすく掲載されておりました。

さて、防府市においてはということでございます。知りたい人が見てもよくわからない、担当も被害防止に関することは農業農村課、捕獲に関することは林務水産課ということになっておりますし、御相談者にとって不便な体制だと感じました。情報を必要とされる方々にもう少しわかりやすい体制と、今後の取り組みをしていただきたいと思います、いかがでしょうか。市の考えをお聞かせください。

以上で、壇上よりの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、消費生活対策の推進についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、平成21年9月、消費者庁の発足と同時に施行されました消費者安全

法におきまして、市町村には、消費者からの相談及び苦情処理のためのあっせんを行うことが規定され、消費生活センター設置の努力義務が課せられることになりました。同時に、高砂議員からもその内容について詳しく御指摘をいただいております。

昨年4月に防府市消費生活センターを設置するとともに、相談員を増員するなど、体制を強化いたしているところでございます。相談窓口も相談者の利便性を考慮しまして、本館1号館の1階のなんでも相談係との併設としまして、相談窓口の一本化を図っております。さらに先ほども申し上げましたように、御意見に沿いまして、相談用の個室を3室設置し、相談者のプライバシー保護についても配慮させていただいてまいりました。

さて、この1年間の相談状況でございますが、相談件数につきましては、1月末の時点で503件となっております。昨年同期と比較いたしますと約1割増加しております。

相談内容といたしましては、金融機関や貸金業者への返済に関する相談やインターネットによる出会い系サイト、ネットオークションやプロバイダ契約など、通信に関する相談を多く受けております。

また、住宅用火災警報器の設置義務化に伴いまして、販売業者が再三にわたり電話アンケートを行うことに対する苦情相談や地上デジタル放送移行に伴う相談がございます。

特筆すべき傾向といたしましては、アダルトサイトなど有料サイトにおけるインターネット上のトラブル相談が急増しております。関係機関、部署との連携につきましては、例えば多重債務者からの相談の場合、社会福祉課や収納課、また健康増進課や高齢障害課などの部署とも協議しながら、相談者の不安解消や生活再建も含めて対応しております。

また、消費者庁からの製品事故情報（リコール）や、独立行政法人国民生活センターからの、新たな悪質商法などについての情報提供を受けまして、市民の皆様にも周知徹底を図っているところでございます。今後も引き続き消費者庁や山口県をはじめ、関係機関との連携を図ってまいりたいと存じます。

消費者への周知の取り組みにつきましては、市広報に毎月1回、消費生活ワンポイントアドバイスを掲載するとともに、FMわっしょいにおきましても、月1回の「情報もりもり」出演や週3回程度のCM生放送で、新たな悪質商法などの情報を提供しております。

また、成人式や生涯学習フェスティバルなどの行事にあわせてのチラシ配布等による啓発活動や、そのほか年5回の消費生活講座に加え、随時、出前講座も行っているところでございます。さらに緊急を要する場合には、防府市メールサービスにより情報を提供しております。

次に、相談体制についてでございますが、現在、正職員2名と相談員3名の計5名で、消費生活相談に応じております。さまざまな相談を受ける相談員には、消費生活に関する

法律の基礎的な知識が必要であることはもちろんですが、相談者から、契約状況等を正確に聞き取る能力が最も重要となります。このため、相談能力の育成や、法律など、専門知識習得のための研修を行い、相談員の一層の資質向上を図ってまいります。

また、多様化・巧妙化した悪質商法が次々と発生しておりますことから、法律の専門知識を必要とする場合には、防府市消費生活センターが毎月1回実施しております法律相談会におきまして、弁護士の御意見をお聞きしながら、契約トラブルの解決を図ることとしております。

今後とも防府市消費生活センターの機能の充実を図るため、専門知識のある経験豊富な相談員の配置に努めますとともに、弁護士による法律相談会も実施するなど、消費者対策の充実にも努めてまいりたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

次に、悪質商法から市民を守るための対策についての御質問にお答えいたします。

防府市消費生活センターでは、啓発のため、これまで市広報への掲載、消費生活講座、また、さまざまな行事での啓発チラシの配布などを行ってまいりましたが、新たな取り組みとして、消費者啓発用の回覧板を各自治会にお配りする予定にしております。

この回覧板は、悪質商法の事例やクーリングオフについて、また、相談窓口である防府市消費生活センターの連絡先を記載したものを作成したいと考えておきまして、各世帯に回覧されることによって、近隣で悪質商法が話題に上り、各地区から消費者被害防止の輪が広がっていくのではないかと期待もしております。

啓発マニュアルやマグネットシートを配布してはどうかとの御提案は、大変有効な啓発手段であると思いますが、まずはただいま申し上げました回覧板による啓発を実施させていただき、周知状況の経過を見て、その上でと考えておりますので、御理解のほど、よろしく願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、産業振興部長より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

○18番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございます。

この1年間、さまざまな御相談に対し、粘り強く対応していただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。私も大変な問題で悩んでいらっしゃる方々、何度か御紹介をさせていただきました。そのたびごとに、あらゆる関係機関、今、市長のほうから御答弁もありましたように、弁護士さんやさまざまな関係機関と連携をとってくださり、親身になって対応を続けてくださったわけでございます。

ある方は、本当、死にたい思いだったと。しかしながら、この問題解決に向けてのさまざまな対応の中で生きていく希望が持てましたと、大変感謝をしておられたわけござい

ます。改めて消費生活センターの重要性を感じた次第でございます。

そこで再質問、1点目でございますが、センター発足1年がたとうとしているわけでございますけれども、改めて見えてきた課題もあるかと思えます。その点はいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 消費生活センターを開始して1年たったわけでございます。

そういった中で、依然、相談件数が非常に多いということと、また相談内容も非常に多様化してきている。また、複雑化してきておまして、非常に専門員の方の専門性というものが問われてきているのではないかと感じております。

まずは、消費者の皆様が被害に遭われないように、啓発が一番大事ではないかということ強く考えておまして、今後も引き続き、啓発には力を入れていかなければいけない。また、先ほど申しました多様化、専門化する相談に対処していくための研修等をしっかりと、やっぱり相談能力の向上に努めていかなければならないのではないかと、今、考えているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

○18番（高砂 朋子君） 病気でありますと、早期発見、早期治療となるわけでございますけれども、それと同様、消費者問題においては、早期相談、早期解決が大変重要だと考えております。であるのに、消費生活センターの存在そのものが、余り、まだまだ知られてないのではないかと、この感触を私は持っております。

今、総務部長からの御答弁にありましたように、啓発には力を入れていきたいということを感じていらっしゃるようでございますので、しっかりこの消費生活センターの存在を今後も積極的に皆さんに周知をしていただきたいと思います。と同時に、電話で相談できるホットラインというのがございますが、この存在もしっかりと皆さんに徹底していく必要があるのではないかと。来所が難しい方もいらっしゃるわけですので、まずは電話相談というのが有効的かと思っております。電話番号は0570-064-370、064-370で、「まもろうよ、みんなを」というふうに、ごろが合わせてあるようでございます。こういった番号の存在そのものも、センターの存在と御一緒にPRをしていただく必要があるかと思っております。

そういったことから、冷蔵庫などに、いつも目につくところに、今、申し上げた相談場所や連絡先が貼ってあれば、1人で思い悩む時間が少なくて済むのではないかと、思ったからでございます。

先ほど御紹介がありましたように、新年度の予算に回覧板の活用の予算がついておる御

案内がございました。これも確かに大変有効な手段だと私も思います。しかしながら、閲覧板は私どもの班でしたら月に2回、回ってくるわけでございますが、なかなか見逃している情報もたくさんあるように思っております。

そういったことから考えますと、早期相談、早期解決が大事なわけでございますので、冷蔵庫などにぺたんとして貼ってあれば、いつも冷蔵庫は開けることが日常的にあるわけですので、そういったことで目に触れ、また啓発できるのではないかと、早く皆さんに相談に来ていただけるのではないかと、そのように思っている次第でございます。

いろいろ調べておりますと、兵庫県の芦屋市消費生活センターでは、このほど、日常生活を脅かす悪質商法の撃退方法をまとめた「我が家の悪質商法撃退マニュアル」と、同センターの連絡先を記載したマグネットシートを作成、市内全戸に4万3,000世帯あるそうなんですけれども、その全戸に配布されて、大変市民から喜ばれているということでございました。問い合わせをいたしましたところ、予算としては双方で650万円、そういったことでございます。

防府市においても、これまでもさまざまところで周知をしてこられて、大変皆様にも、わかっていただいている方にはわかっていただいている、そうではないかと思っております。

先ほど御案内がございました、毎月の消費生活のワンポイントアドバイスを掲載している、私も近年のワンポイントアドバイスをこのように全部切り取りまして、私もいろんな御相談を受けるものですから、これを参考にさせていただいてるわけでございますけれども、本当に、親切丁寧に、わかりやすく説明がしてございます。これは市広報に載っているものでございますけれども、こういったことも、目に触れる方には目に触れるわけなんです、やはりさまざまな形で、我が家に1冊ずつあれば、また連絡先のマグネットシートがあれば、早期対応ができるのではないかと、このように思っているわけでございます。

防府市においては、エコドライブのシールや環境家計簿、また防災ファイル等を全戸配布をしてくださいました。これらの活用方法、市民の反応はまた改めての機会にお聞きしたいと思っておりますけれども、このマグネットシートの全戸配布は、その後の活用効果も大変大きいのではないかと、このように考えております。ぜひとも御一考いただきたいと考えております。改めて御質問するのはいかがでしょうかと思っておりますけれども、御一考いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） ただいまマグネットシートの再考をということでございます。考えてみてはどうかという御質問でございます。我が家を見ても、冷蔵庫にはさまざまな情報が貼ってあるなど、改めて思うところでございます。

まずは、今、回覧板という形でお願いをしたいと思っております。また、「市民便利帳」も今回、改めて、75周年ということで、またつくるわけでございますけれども、そういったところにもしっかりと書き込んでいく。また、先ほどから申しておりますように、さまざまなメディアを使って、あるいは手法を使って啓発に努めてまいりたいと思っております。

また、そういった中で今後の方策として、今、議員が御提案がありましたマグネットシートにつきましても検討させていただけたらなと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

○18番（高砂 朋子君） ぜひともよろしくお願いをいたします。

次の質問をちょっとさせていただきますが、近年多発し、増加傾向にあるのが高齢者の消費者トラブルでございます。失礼な言い方かもしれませんが、高齢者の方々の特徴として、だまされたことに気づきにくいということと、被害に遭ってもだれにも相談されないということが上げられるというふうに記載を見たことがございます。

悪質業者はその高齢者をねらっているわけですから、トラブルを食いとめるには、高齢者と日常的に接している身近な方々がまずその変化に気づいてさしあげ、相談機関につながるということが大変重要だと考えます。

こういった問題が起きているさなかでございますけれども、この点については、高齢者の消費者トラブルのことにに関してでございますが、この点に関しては、市としてどのように取り組んでおられるか、お聞かせいただければと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、いわゆるその事象事象によって、担当部署と連携して、相談に当たっているところでございまして、高齢者の方からの問い合わせにつきましては、高齢障害課のほうと対応をとっているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

○18番（高砂 朋子君） もう少し積極的な取り組みが、この問題に関しては必要でないかと思っているところでございます。

独居の方も増えてきております。地域の見守り役の民生委員さんであるとか、お通いになっていらっしゃるヘルパーさん、そういった介護事業者の方々など、そういった御協力も大変重要ではないかと思っているところでございます。

消費者庁のホームページには、見守りガイドブックが掲載されておりました。これを読



んでみますと、一番身近でお過ごしのさまざまな方々からの声かけが必要である、気づいてあげることが必要であるというようなことが書いてございます。こういった見守りガイドブックなどの活用も積極的にしていくべきではないかと思った次第でございます。

私ごとばかりで本当に申しわけないんですけども、実は昨年、実家に母が1人有的时候に、古い家屋なもんですから、リフォームをしませんかとセールスマンが来たそうでございます。断っても、断っても帰らない、あげくの果てに電話を貸してほしい、携帯電話を持っていないので電話を貸してほしいと、携帯電話ぐらい持っているでしょと母が言ったとしても、いや、持っていませんということで、勝手に上がり込んできたというふうに言っておりました。母は大変怖くなり、父は留守中だったわけですけども、お父さん、お父さんというふうに泣きながら叫んだと、それで、やっとそのセールスマンは舌打ちをしながら立ち去ったと、そういった怖い体験をしたということをお話してくれました。かなり悪質な業者であったんだろうと思っております。

こういったことが私どもの耳には入っておりませんが、市内でもたくさん起きているのではないかと、このように危惧しているわけでございます。

そのとき私は思ったわけですけども、高齢者の方々にも防犯ブザーのようなものが携帯されれば、多少の防止にもなったかな、そのようなことも考えたわけでございます。

また、先月、新聞で紹介されていたのですけれども、下松署などが考案された詐欺被害防止カルタが高齢者に大変好評だという記事を見つけました。今後、高齢者の防犯教室等で活用されるようでございます。

カルタの内容でございますけれども、例えば「け」でしたら、「警察官、暗証番号聞きません」こういったことです。それと「き」が紹介されておりました。「気をつけようATMへのお誘いは」、また「い」でありますと、「急いでとせかす送金怪しいよ」、こういったカルタを使って、高齢者の方が楽しく消費者問題を学んだという記事が出ておりました。いろいろな場所で、またいろいろな形で、高齢者の方々へ声かけ運動や、また啓発がさらに充実されていかなければ、本当にかわいそうな高齢者の方々が増えていくのではないかと、このように心配しているところでございます。

さまざまな関係機関と連携をしておっしゃっていただきましたので、しっかりと連携をとっていただき、高齢者を守る対策の推進をぜひともよろしくお願いをしたいと思っております。

そして最後でございますが、専門相談員の件を1点ほど、もう1回聞きたいと思っております。

これまで有資格者で、大変スキルの高い、すばらしい方が短期雇用という形、たしか

5年だとお聞きいたしましたけれども、短期雇用という形でいらっしゃいました。もちろん知識も豊富で、経験を積まれた職員の方との連携なしでは、このセンターは成り立たないわけですが、今後の相談体制の充実がいずれの年も、今後、ずっと切れ目なくとられていくことがこのセンターの絶対条件だと考えております。短期雇用という不安定な形ではなくて、ずっといてくださるといいな、これが単純に私どもの考えた思いでございます。この専門相談員の配属ということに関して、ずっと永続的に配置できないものかと思っているところでございますが、この点に関して、御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 相談員の専門性が問われる中で、知識豊富な方で、経験を長くしていただける方が一番いいのではないかと思っておりますので、今後、検討はしてまいりますけれども、なかなか知識・経験豊かな方というものが集まりにくいといえますか、応募していただく方が少ないという実情もございまして、現在では今、相談員3名体制でっておりますけれども、その中でしっかり研修をしていただいて、また相談の件数をこなしていただく中で知識を蓄えていただくなど、十分な、まずは研修の上に立って、お願いをしているところでございます。今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

それと、先ほどの高齢者の対応につきましては、敬老会等々での当然、啓発のこともやっておりますし、また各地域に出向いての出前講座、先ほども少し申し上げましたけれども、そういったところでも十分なチラシ配布とともに、啓発活動も行っているところでございます。そういった形で、今後とも、他機関とも連携を深めながら、そういった啓発、高齢者の被害を守るといった観点から努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

○18番（高砂 朋子君） わかりました。

安全・安心な市民の皆様の生活を守るために、今後もよろしくお願いをいたします。

以上で、この項は終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、鳥獣被害防止対策の推進について、産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） それでは、続きまして、鳥獣被害防止対策の推進についての御質問のうち、まず、野生鳥獣によります農林業被害の現状についての御質問にお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、野生鳥獣による農林業への被害につきましては、近年の異常気象や耕作放棄地の増加、山林の荒廃などが原因と言われております。このため、国におきま

しては、平成20年2月に、「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」を制定されまして、これを受け、本市でも平成20年度に「防府市鳥獣被害防止計画」を策定いたしまして、被害防止に努めているところであります。

まず、本市における平成21年度の被害額でございますが、約910万円で、平成20年度と比較いたしますと、約140万円の増加となっております。

次に、本市の被害防止対策の現状でございますが、有害鳥獣の捕獲による対策を行うと同時に、被害農家へ自衛策についての指導も行っているところでございます。しかしながら、鳥獣保護の観点から、個体数の調整が必要でございまして、捕獲による駆除につきましては、慎重に対応する必要があると考えております。

次に、進入防止柵の設置に対する支援についての御質問にお答えをします。

農林水産省では、近年の野生鳥獣の被害が深刻化・広域化する中で、安心して農業に取り組むことができる環境を整備するため、平成23年度に約100億円を緊急対策枠として予算措置をされております。本市におきましても平成23年度に野生鳥獣の被害を未然に防止するため、防護柵資材の購入費の助成として、480万円を計上しているところでございます。

次に、地域ぐるみの被害防止活動の支援についての御質問にお答えをします。

野生鳥獣の被害防止活動を進めていくためには、地域の皆様やJAなどの農業関係団体と協力して、地域ぐるみで取り組む必要があると存じます。この野生鳥獣による農作物の被害につきましては、山口県市長会におきましても、たびたび議題として取り上げられているところでございます。

本市に比べまして、特に被害額の多い周南市、山口市などでは深刻な状況となっております。今後の被害対策につきましては、本市だけでなく、周辺市との被害状況も視野に入れた検討が必要と考えております。

次に、議員御質問の被害防止対策の情報提供につきましても、本市の情報だけでなく、他市の対応策などについての情報も収集し、市民の皆様にも役立つ情報を市広報、ホームページ、さらにはJAの広報誌などにより、行ってまいりたいと考えております。

また、議員御指摘の市の体制につきましては、現在、有害鳥獣の捕獲、駆除は林務水産課で、農産物の被害防止については、農業農村課で業務を行っております。しかし、市長からの指示とともに、市民の皆様からもわかりにくいとの御意見も寄せられておりますので、本年4月から窓口を一本化し、市民の皆様の利便性を図り、野生鳥獣による被害防止に努めてまいります。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

○18番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

私自身、鳥獣被害を身近な問題として感じましたのは、昨年、山口市徳地に行きました折に、山間のあちらこちらの狭い畑に頑丈な柵が張られておりまして、私、生まれ故郷なわけですけれども、その変貌ぶりに大変驚いたことからでございます。

聞いてみますと、サルの被害が深刻で、100頭とも200頭ともわからないくらい周辺にいるということでございました。防府市においてはイノシシ被害が大変多いということでございますが、壇上で御紹介をいたしましたように、大道に住んでいらっしゃる農家の方々から深刻なお話を聞きまして、さらに身近に感じているところでございます。

今、御答弁にありましたように、新年度の取り組みとして上げられている鳥獣被害緊急総合対策事業でございますが、これは主にイノシシ用の金網の防護柵の資材費用の補助ということをお聞きいたしました。関係者の方々にしっかりと周知をしていただき、ぜひとも効果を上げていただきたいと思っております。

そこで質問なんですけれども、この申請に関しては、個人ではできないということを事前に聞きました。3名以上の連名でと聞いております。農業従事者の高齢化や後継者の不足の問題から、耕作放棄地も増えております。周辺には該当者が1人しかいないとか、もしくは2人しかいないとか、そういったことも出てくるのではないかと考えているわけでございます。3名以上の連名でというふうにお聞きはしておりますけれども、そういった連名でとお聞きしておりますけれども、1人、2人からの申請というのは一切受け付けられないということなのかということなんです。

それと、施工は、地元施工ということで、御自身が施工が難しい場合は業者に頼むしかないと思うわけなんですけれども、これは実費負担になります。これも高齢者の方々にとっては、細々と農業をやっている、またそれにしてもイノシシの被害があってお米づくりが大変だという方にとっては大変な御負担になるのではないかと、そういったことを考えたわけでございます。この2点に対してお考えを聞かせてください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） まず最初の鳥獣被害緊急総合対策事業でございますけれども、一応、実施主体は防府市有害鳥獣捕獲対策協議会、これをもとに実施をすることになっております。したがって、今、議員、御質問では、連名が3名以上でないといかないと、1名、2名では該当しないのかということでございます。この対策協議会によりまして、少しでも有効な場所に、この防護柵を設置したいと考えております。

したがって、現在、そのような3名以上なら該当しますけれども、1名、2名なら該

当しない。こういうことにつきましては、今後、協議をしていきたいというふうに考えております。

ちよっともう1点、申しわけありません。ちよっと質問を聞き逃しましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 高砂議員、どうぞ。

○18番（高砂 朋子君） 防護柵の資材購入費は補助していただけるということでしたね。480万円、計上してあるということですが、その施工は地元の施工になるわけです。その施工に関しては実費負担になるということで、実費負担も大変かなというふうに、私は余りよくわからないんですけども、実費負担も大変かなというふうに思ったわけですが、その辺についてのお考えはいかがかということです。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 議員御質問のとおり、現在のところ購入費、これは市が購入費を補助しまして、施工は地元のほうにお任せするということになります。

ただ、この詳細につきましては、先ほど申し上げました実施主体であります防府市有害鳥獣捕獲対策協議会、これをもとにしっかり協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

○18番（高砂 朋子君） この協議会そのものの協議でさまざまな、この480万円の使い道というのが使われていくんだと思いますけれども、やはり限られた予算でございますので、申請があったところ全部にということには、なかなかならないのではないかと思います。

しかしながら、イノシシの被害に遭われて、大変な思いをしてらっしゃる方々への、どうかして支援の手が伸びればいいなということを考えているわけでございます。

次の質問でございますが、捕獲も重要な対策の一つでございますけれども、これは猟友会の方々の御苦勞、または御協力なくては実施できないわけでございますけれども、全国的には、高齢化や後継者不足の問題もあるようですが、防府市においては現状、どのようになっているのか、教えていただければと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをします。

市で特に被害が多いイノシシの捕獲数についてお答えをいたします。平成20年度につきましては500頭、平成21年度につきましては518頭でございます。現在、平成22年度は12月末日現在で、捕獲許可によるものが299頭ございまして、平成22年

度中におきましては約500頭程度になるというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

○18番（高砂 朋子君） ちょっと質問と違うお答えが返ってきて。

○議長（行重 延昭君） 再度どうぞ。

○18番（高砂 朋子君） すみません、頭数、御丁寧にお答えしていただきましてありがとうございます。

猟友会の方々の御苦勞、御協力なくては実施できないわけでございますけれども、全国的には高齢化、後継者不足の問題があるというふうに聞いております。防府市においてはどうかということでございます。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 申しわけございません。

防府市の猟友会におきましても、全国の市町と同様に高齢化が深刻な問題となっております。現在、昨年あたりから随分イノシシの苦情が相談でまいつてるわけですが、残念ながら猟友会の人々の人数が足りないということで、現地のほうに出向いていけないという状況が続いております。したがって、担当部署としましては、猟友会の人数を少しでも増やしていくような施策を、今後、検討していかなければいけないというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

○18番（高砂 朋子君） ぜひともよろしく願いをいたします。

県のホームページに掲載のイノシシ対策のノウハウ集の中で、集落全体で徹底的に嫌がらせをという項目を見つけました。くず野菜、生ごみ、落下の果樹、墓地のお供え物などの放置はえづけと一緒に。また耕作放棄地の田畑周辺のやぶを刈り払って見通しをよくし、隠れ場所などをなくすなど、イノシシが嫌がる環境をつくるのが第一歩と強調してありました。防護柵設置も個人だけで取り組むことは大変難しいですし、この嫌がる環境づくりも、個人で幾ら取り組んでも効果は上がらないと思います。

こういった点からも、私は地域ぐるみの被害防止活動の重要性を感じております。先ほど御紹介した大道の方も、1人じゃ何もできんというふうに嘆いておられました。

そこで質問なんですけれども、この市に関係者で対策協議会を設置ということでございますけれども、それを各地域に広げるような形がどうしても私としてはイメージができていないわけなんです、これを各地域に広げるということができないものかというふうな御質問をさせていただきたいと思っております。また、設置される協議会の構成の方々、どのような方々が参加されるのか、よろしく願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） まず、最初の御質問でございますけれども、今現在、市内におきまして、あらゆるところで鳥獣被害、これが発生をしております。したがって、各地区におけるそういうふうな協議会的なものを今後、検討して組織する必要もあるかというふうに思っております。

次に、防府市有害鳥獣捕獲対策協議会、メンバーでございますけれども、現在のところ、市、猟友会、そして県の農林事務所等々を考えておりますけれども、今後新年度に向けまして、早急にメンバーを選定してまいりたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

○18番（高砂 朋子君） この協議会もこれからということでございますので、お取り組みをしっかりと、よろしく願いをいたします。

午前中、農政の問題で、安藤議員がおっしゃいました、市が旗振り役をしっかりと担ってほしいというようなことを言われたわけでございますけれども、この鳥獣被害の問題に関しても、しっかりと市が旗振り役をしていただいて、この協議会の皆様とともに、効果が上がるようによろしく願いを申し上げます。

相談窓口の一本化でございますが、4月からということで安心をいたしました。イノシシコールをつくってほしいとまでは申し上げませんが、わかりやすい相談体制をよろしく願いをいたします。

最後になりますけれども、最近の娯楽番組で、山口県の珍百景の紹介ということで、こういった投稿を紹介をしておりました。我が家には夕方になると、毎日名前を呼ぶと、かわいいイノシシが周辺から村にやってきますと、それでえさを毎日あげていると、1頭から3頭になりました。我が家の子どもたちも大変喜んでいいるという話が紹介されておりました。私はこの一コマを見て唾然としたわけでございます。取り上げるテレビ局もテレビ局だなど。こういった言い方は失礼かと思いましたが、率直な感想でございます。

野生動物へのえづけの怖さは、全国さまざまな観光地でも大変な被害を生み、問題になっているわけでございます。有害鳥獣の増加は、地球温暖化の影響もあるでしょうし、中山間地域を中心とした営農の断念や耕作放棄地の増加の問題もありますが、野生動物の生息地を故意に広げてしまった私たち人間の失策にも要因があるのではないかと、このようなことも思ったわけでございます。

先ほど藤本議員の御質問の中でも森林整備の重要性を訴えておられましたが、さまざまな問題がこの有害鳥獣の問題にも絡んでくるなということを感じた次第でございます。鳥獣被害を受けていらっしゃる皆様方、関係者の皆様方への御支援の周知徹底と、また広く

市民の皆様へ、本当基本的なことをございますけれども、えづけをしないとか、また、放置されている果樹を撤去するであるとか、また耕作放棄地の刈り込みであるとか、そういったことなどもしっかりと啓発をしていただき、また協議会の皆様と御一緒に積極的な推進をしていただきたいと思います。どうかよろしく願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、18番、高砂議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れでございました。

午後3時39分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年3月8日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 山 根 祐 二

防府市議会議員 中 林 堅 造



---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年3月8日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員